

目次

参考資料 1	監査委員制度の沿革（地方自治法制定前）	25
参考資料 2	監査委員制度の沿革（地方自治法制定後）	27
参考資料 3	監査委員の選任について	28
参考資料 4	監査委員の選任状況①	29
参考資料 5	監査委員の選任状況②	30
参考資料 6	監査委員の解任・服務等について	31
参考資料 7	監査委員の権限等について	32
参考資料 8	監査委員事務局について	33
参考資料 9	監査委員事務局の状況（都道府県）	34
参考資料 10	監査委員事務局の状況（指定都市）	35
参考資料 11	監査委員事務局の状況（中核市）	36
参考資料 12	監査委員事務局の状況（特例市）	37
参考資料 13	監査委員による監査の流れ	38
参考資料 14	監査委員による監査の種類と目的	39
参考資料 15	監査委員が行う監査①～財務監査～	40
参考資料 16	監査委員が行う監査②～行政監査～	41
参考資料 17	監査委員が行う監査③～財政援助団体等に対する監査～	42
参考資料 18	監査委員が行う監査④～決算審査等～	43
参考資料 19	監査委員が行う監査⑤～長等の要求に基づく監査等～	45
参考資料 20	監査委員の監査結果と会計検査院の検査結果について	47
参考資料 21	外部監査制度の基本的な仕組み	48
参考資料 22	外部監査制度の概要	49
参考資料 23	外部監査制度の導入状況	52
参考資料 24	外部監査人の資格	53
参考資料 25	外部監査人による監査のテーマ	54
参考資料 26	地方公共団体（一般会計）の予算・決算の流れ	56
参考資料 27	地方公共団体の予算について	59
参考資料 28	地方公共団体の決算について	62
参考資料 29	株式会社の予算・決算の流れ（例）	63
参考資料 30	株式会社における監査・監督機能について	67
参考資料 31	地方公共団体における監査機能について	68
参考資料 32	地方公共団体の内部監査と外部監査	69
参考資料 33	株式会社の内部監査と外部監査	70
参考資料 34	会社法における監査役体制の整備	71

参考資料 3 5	民間企業における監査体制の例	7 2
参考資料 3 6	民間企業における内部統制システム構築の基本方針の例	7 3
参考資料 3 7	会社法及び金融商品取引法における内部統制の目的	7 7
参考資料 3 8	地方公共団体における内部統制の目的	7 8
参考資料 3 9	「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」(平成 21 年 6 月 16 日 第 29 次地方制度調査会)	
	(概要)	7 9
	(本文・抄)	8 0
参考資料 4 0	「地方自治法抜本改正についての考え方」(平成 23 年 1 月 26 日 地方行財政検討会議)	
	(概要)	8 6
	(本文・抄)	9 7
参考資料 4 1	参照条文	1 0 8

監査委員制度の沿革（地方自治法制定前）

1 府県制、市制・町村制（昭和18年以前）

昭和18年以前においては、執行機関の中に審査課、調査課等を設置し、自主的な監査が行われていたほか、府県制・市制町村制により、府県においては、府県参事会による実地の出納検査、市町村においては、市会・町会による事務の一般的な書類検査及び実地検査が行われていた。

○府県制

第六十九条 府県参事会八名 府県参事会中ヨリ委員ヲ選挙シ之ヲシテ府県ニ係ル出納ヲ検査セシメルコトヲ得
前項ノ検査ニハ府県知事又ハ其ノ指命シタル官吏若ハ吏員之ニ立会フコトヲ要ス

○市制

第四十五条 市会ハ市ノ事務ニ関スル書類及計算書ヲ検閲シ市長ノ報告ヲ請求シテ事務ノ管理、議決ノ執行及出納ヲ検査スルコトヲ得
市会ハ議員中ヨリ委員ヲ選挙シ市長又ハ其ノ指名シタル吏員立会ノ上実施ニ就キ前項市会ノ権限ニ属スル事件ヲ行ハシムルコトヲ得

2 府県制、市制・町村制（昭和18年改正）

昭和18年において、府県においては府県参事会による検査の規定、市町村においては市会・町会による実地検査の規定が削除された。

一方、大都市※ においては、市の吏員である審査役が設置され、市会が従来有していた実施検査の権限が審査役へ移譲された。

（※ 京都市、大阪市、名古屋市、横浜市、神戸市、広島市、福岡市、川崎市）

○ 市制

第七十九条ノ二 第六条及第八十二条第三項ノ市其ノ他内務大臣ノ指定スル市ニ審査役一人ヲ置ク

審査役ハ有給吏員トシ其ノ任期ハ四年トス

審査役ハ市会ニ諮リテ市長之ヲ選任ス

第一項ノ市以外ノ市ニ於テハ市長ハ市会ニ諮リテ第八十五条ノ吏員ノ中ニ就キ審査役ノ職務ヲ行フ者ヲ定ムベシ

第九十六条ノ二 審査役ハ市長ノ指揮監督ヲ承ケ市ノ経営ニ係ル事業ノ管理、市ノ出納其ノ他市吏員ノ掌理ニ属スル事務ノ執行ヲ審査ス

市長ハ監査官庁ノ命令アルトキハ審査役ヲシテ前項ノ職務ヲ行ハシメ其ノ結果ヲ報告スベシ

市長ハ市会ニ諮リテ審査役故障アルトキ之ヲ代理スベキ者ヲ第八十五条ノ吏員ノ中ニ就キ定ムベシ

3 都制・道制・府県制、市制・町村制(昭和21年改正)

都制改正、道制・府県制改正、市制改正及び町村制改正により、長の補助機関としての吏員により出納等の事務を監査すること等とした監査委員制度が創設された。

4 地方自治法の制定(昭和22年)

監査委員を長から独立した執行機関として位置づけるとともに、監査委員職務の執行上必要な補助職員としての書記を置き、その任免は監査委員が行うものとして、監査機構の充実を図り、懲戒規定等の整理が行われたほか、昭和21年改正を踏襲した内容が地方自治法に規定された。

	昭和21年改正時	地方自治法制定時
位置づけ	長の吏員	執行機関
定数	(必置) 都 6人 道府県 4人 勅令で指定する市・内務大臣が指定する市 4人 (任意) その他の市町村 2人	(必置) 都道府県 4人 (任意) 市町村 2人
選任方法	議会の同意を得て長が選任	同左
選任資格	学識経験のある者及び議員(同数)	同左
任期	2年	同左
職務	・経営に係る事業の管理、出納その他の事務の執行の監査 定期監査(毎会計年度少なくとも1回以上)、随時監査 直接請求、監督官庁及び議会の要求による監査 ・出納の月例監査 ・出納の臨時監査(毎会計年度少なくとも2回) ・決算審査	同左
監査結果	議会及び長に報告し公表	所轄行政庁又は議会及び長に報告し公表
事務局		(任意)監査委員の指揮を受け、監査に関する事務に従事する書記の設置

監査委員制度の沿革(地方自治法制定後)

	都道府県 4人(必置)	市 2人 (条例で任意)	町村 2人 (条例で任意)	議員・議選の割合 各回数	〇B制限	常勤・非常勤	職務権限・事務量
昭和22年 (地方自治法制定)							<ul style="list-style-type: none"> 経営に係る事業の管理、出納その他の事務の執行の監査(定期監査、直接請求監査、所轄行政庁・議会の要求による監査、随時監査、出納の月例検査、出納の臨時検査) 決算の審査
昭和23年		条例で4人とすることができる					<ul style="list-style-type: none"> 住民監査請求・住民訴訟制度の創設
昭和25年							<ul style="list-style-type: none"> 財政援助団体等(補助金等)の監査を追加 出納職員賠償責任の監査を追加
昭和27年		人口10万人以上及び地方公営企業を有する市に限り条例で4人とすることができる					
昭和31年							<ul style="list-style-type: none"> 長による要求監査を追加 財政援助団体等(出資団体)の監査を追加
昭和38年		3人又は2人(必置) ※ただし人口25万以上の市は4人(必置)	2人又は1人(必置)	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県及び人口25万以上の市は議員2人又は1人 その他市町村は議員1人 			<ul style="list-style-type: none"> 広く財務事務一般を監査 住民監査請求・住民訴訟制度の拡充
昭和61年							<ul style="list-style-type: none"> 公有地信託の受託者の監査を追加
平成3年					議員委員が2人以上の場合、そのうち1人以上は5年(退職後)でない者 議員委員が2人以上の場合、そのうち〇Bは1人以下		<ul style="list-style-type: none"> 行政監査の追加 議会による機関委任事務の要求監査を追加 公の施設の管理受託者の監査を追加
平成9年							<ul style="list-style-type: none"> 外部監査制度の導入
平成11年							<ul style="list-style-type: none"> 機関委任事務の廃止に伴う監査範囲の拡大 主務大臣等による要求監査の廃止
平成14年							<ul style="list-style-type: none"> 住民監査請求・住民訴訟制度の拡充
平成18年				条例で議員委員の数を増加することができる			

監査委員の選任について

○ 監査委員の選任

- ・ 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に關し優れた識見を有する者及び議員から選任する。

(法196①)

<定数>

	定数 (§ 195②)	内訳 (§ 196①)
都道府県 人口25万以上の市	4人	議員1人の場合は、識見を有する者3人 議員2人の場合は、識見を有する者2人
市町村	2人	議員1人、識見を有する者1人

- ・ 識見を有する者から選任される委員が2人以上である場合、そのうち当該普通地方公共団体の常勤の職員であった者は1人以下でなければならない。【いわゆる〇B制限】 (法196②)
- ・ 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。 (法196③)
- ・ 識見を有する者のうちから選任される監査委員については、常勤とすることができる。 (法196④)
- ・ 都道府県及び人口25万以上の市においては、識見を有する者から選任される監査委員のうち1人以上を常勤としなければならない。 (法196⑤)

監査委員の選任状況①

<都道府県>

識見を有する者から選任されている監査委員	議会議員 議選委員				合計	定員	うち改正法 附則第6条 による 定数 増加	
	当該地方公共団体の 勤務経験のない者		当該地方公共団体の 勤務経験のない者					欠員
	うち常勤	うち非常勤	うち常勤	うち非常勤				
105	33	32	1	72	24	48	9	
				90				
				195	2			

<市町村>

識見を有する者から選任されている監査委員	議会議員 議選委員				合計	定員	うち改正法 附則第6条 による 定数 増加	
	当該地方公共団体の 勤務経験のない者		当該地方公共団体の 勤務経験のない者					欠員
	うち常勤	うち非常勤	うち常勤	うち非常勤				
2054	554	128	426	1500	50	1450	35	
				1892				
				3946	24			

※改正法附則第6条 改正法施行の際、現に旧法第195条第2項の規定に基づいて制定されている監査委員の定数を3人と定める条例は、新法第195条第2項ただし書きの規定に基づいて制定されたものとみなす。

(平成21年4月1日現在：総務省調)

監査委員の選任状況②

(単位：団体)

	監査委員 (実数)	識見を 有する 者	(内訳)						議員選出
			弁護士	公認会計 士	税理士	当該地 方公共 団体の OB	国・他の 地方公 共団体 の勤務 経験者	その他	
都道府県	195	105 (53.8%)	9 (4.6%)	16 (8.2%)	10 (5.1%)	32 (16.4%)	9 (4.6%)	29 (14.9%)	90 (46.2%)
指定都市	77	39 (50.6%)	10 (13.0%)	8 (10.4%)	1 (1.3%)	16 (20.8%)	1 (1.3%)	3 (3.9%)	38 (49.4%)
その他の市 及び町村	3,776	1,976 (52.3%)	36 (1.0%)	117 (3.1%)	305 (8.1%)	529 (14.0%)	255 (6.8%)	734 (19.4%)	1,800 (47.7%)
合計	4,048	2,120 (52.4%)	55 (1.4%)	141 (3.5%)	316 (7.8%)	577 (14.3%)	265 (6.5%)	766 (18.9%)	1,928 (47.6%)

出典：総務省調べ

※注1 平成22年4月1日現在の状況である。

※注2 各欄下段の括弧内の計数は、監査委員(実数)に占める構成比である。

監査委員の解任・服務等について

○ 監査委員の解任方法

(1) 罷免(法197の2)

普通地方公共団体の長は、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開催した上で、議会の同意を得て、監査委員を罷免することができる。

- ・ 監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき
 - ・ 監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があるとき
- 上記の場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

(2) 退職(法198)

監査委員は、退職しようとするときは、普通地方公共団体の長の認定を得なければならない。

○ 監査委員への親族の就職禁止

普通地方公共団体の長又は副知事若しくは副市町村長と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、監査委員となることができない。(法198の2①)

上記の関係が生じたときは、その職を失う。(法198の2②)

○ 監査委員の服務

- ・ 監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない。(法198の3①)
- ・ 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。(法198の3②)

○ 監査執行上の除斥

監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。(法199の2)

【参考資料6】

監査委員の権限等について

○ 監査委員の権限

監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。(法199⑧)

○ 監査結果の報告の決定及び公表

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。(法199⑨)

○ 意見の提出

監査委員は、監査の結果に基づいて必要があるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。(法199⑩)

○ 監査結果の報告及び意見の決定手続

監査の結果に関する報告の決定又は意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。(法199⑪)

※合議を要しないもの 例月出納検査、指定金融機関等の監査

○ 監査結果の報告に基づく改善措置

監査委員から監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。(法199⑫)

監査委員事務局について

1 事務局の設置 (自治法200①~④)

都道府県の監査委員に事務局を置く。

市町村の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

事務局を置かない市町村の監査委員の事務を補助させるため書記その他の職員を置く。

＜市区町村の監査委員事務局設置状況（平成21年4月1日現在：総務省調）＞

市区町村数 1760 設置市町村数 1105 未設置市町村数 655

2 職員の任免 (自治法200⑤)

事務局長、書記その他の職員は、代表監査委員がこれを任免する。

3 職員の定数 (自治法200⑥)

事務局長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。

4 職員の事務 (自治法200⑦)

事務局長は監査委員の命を受け、書記その他の職員又は兼職の職員は上司の指揮を受け、それぞれ監査委員に関する事務に従事する。

監査委員事務局の状況(都道府県)

都道府県名 上段:人口(千人) 下段:決算額(億円)	区分	定員	実員	専任職員						兼務職員								
				経験年数別職員数						経験年数別職員数								
				1 ~ 3	3 ~ 5	5 ~ 10	10 ~ 15	15 ~ ~	1 ~ 3	3 ~ 5	5 ~ 10	10 ~ 15	15 ~ ~	長	議 会	他		
東京都 12,548 69,113	局長	1	1															
	職員	89	89	9	30	15	21	9	5									
	計	90	90	9	31	15	21	9	5									
愛媛県 1,464 5,917	局長	1	1															
	職員	12	12	3	8	1												
	計	13	13	4	8	1												
都道府県計	局長	47	47	28	19													
	職員	1,025	1,027	278	482	154	74	16	5	8	10	2			13	1		6
	計	1,099	1,067	306	501	154	74	16	5	8	10	2			13	1		6
平均	局長	1	1	0.6	0.4													
	職員	22	22	5.9	10.3	3.3	1.6	0.3	0.1	0.2	0.2	0.0			0.3	0.0		0.1
	計	23	23	6.5	10.7	3.3	1.6	0.3	0.1	0.2	0.2	0.0			0.3	0.0		0.1

※人口については平成21.3.31現在の住民基本台帳人口、決算額については平成20年度決算額を用いている。

(平成21年4月1日現在・総務省調)

監査委員事務局の状況(指定都市)

指定都市名 上段：人口 (千人) 下段：決算額 (億円)	区分	定員	実員	専任職員						兼務職員														
				経験年数別職員数						経験年数別職員数														
				1 ～ 3	3 ～ 5	5 ～ 10	10 ～ 15	15 ～	～ 1	1 ～ 3	3 ～ 5	5 ～ 10	10 ～ 15	15 ～	長	議会	他							
大阪市 2,525 15,529	局長	1	1															1						
	職員	49	47	11	16	4	6	2	2	2	1	1	2	1	1	1	1				6			
	計	50	48	11	16	4	6	2	2	2	2	1	2	1	1	1	1				7			
静岡市 719 2,777	局長	1	1																					
	職員	11	11	4	4	3																		
	計	12	12	4	5	3																		
指定都市計	局長	18	18	7	7	1	2								1								1	
	職員	423	412	115	158	78	43	9	3	3	1	1	2	1	1	2	1	1	1	1	1			6
	計	441	430	122	165	79	45	9	3	3	2	2	2	1	2	2	1	1	1	1	1			7
平均	局長	1	1	0.4	0.4	0.1	0.1				0.1													0.1
	職員	24	23	6.8	9.3	4.6	2.5	0.5	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1			0.4
	計	25	24	7.2	9.7	4.6	2.6	0.5	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1			0.4

※人口については平成21.3.31現在の住民基本台帳人口、決算額については平成20年度決算額を用いている。

(平成21年4月1日現在：総務省調)

監査委員事務局の状況(中核市)

中核市名 上段：人口 (千人) 下段：決算額 (億円)	区分	定員	実員	専任職員						兼務職員								
				経験年数別職員数						経験年数別職員数						兼務部署		
				～ 1	1 ～ 3	3 ～ 5	5 ～ 10	10 ～ 15	15 ～	～ 1	1 ～ 3	3 ～ 5	5 ～ 10	10 ～ 15	15 ～	長	議 会	他
熊本市 672 2,174	局長	1	1				1											
	職員	16	15	2	7	3	3											
	計	17	16	2	7	3	3	1										
盛岡市 292 945	局長	1	1															
	職員	6	6	2	3	1												
	計	7	7	2	4	1												
計	局長	41	41	13	15	4	5	3					1			1		
	職員	381	364	74	142	87	45	4	4	4	3		2	3	3	2	6	
	計	422	405	87	157	91	50	7	4	4	7		2	4	3	3	6	
平均	局長	1	1	0.3	0.4	0.1	0.1	0.1			0.1		0.0			0.0		
	職員	9	9	1.8	3.4	2.1	1.1	0.1	0.1	0.1	0.1		0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	
	計	10	10	2.1	3.7	2.2	1.2	0.2	0.1	0.1	0.1		0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	

※人口については平成21.3.31現在の住民基本台帳人口、決算額については平成20年度決算額を用いている。

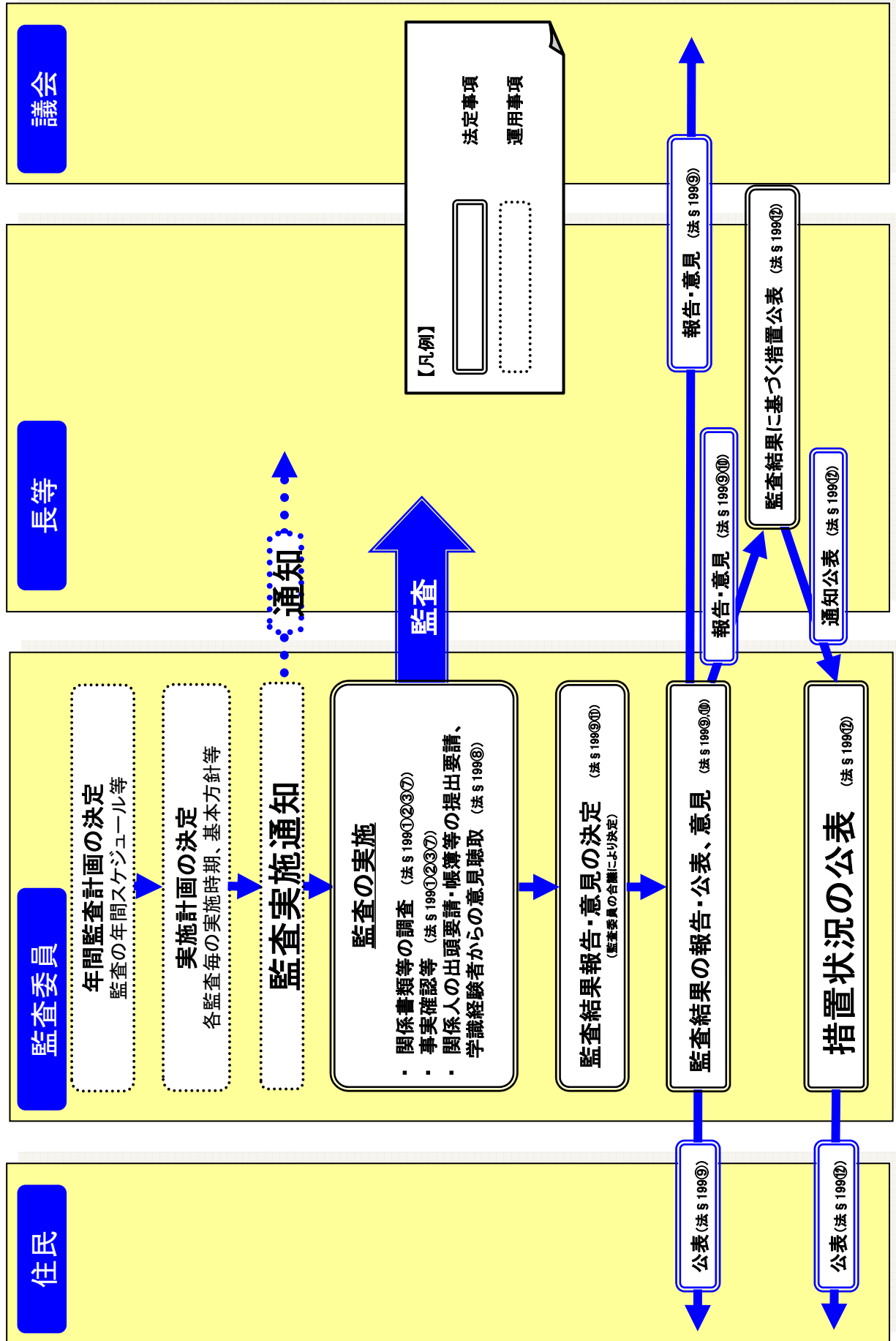
(平成21年4月1日現在：総務省調)

監査委員事務局の状況(特例市)

特例市名 上段：人口 (千人) 下段：決算額 (億円)	区分	定員	実員	専任職員						兼務職員								
				経験年数別職員数						経験年数別職員数						兼務部署		
				1 ~ 1	3 ~ 3	5 ~ 5	10 ~ 15	15 ~ ~	1 ~ 1	3 ~ 3	5 ~ 5	10 ~ 15	15 ~ ~	長	議 会	他		
福井市 266 954	局長	1	1															
	職員	11	6	2	2	2												
	計	12	7	2	2	2												
熊谷市 203 555	局長	1	1															
	職員	3	3	1	1	1												
	計	4	4	2	2	2												
特例市計	局長	41	41	15	13	3	2	1			2	2	1	2			7	
	職員	267	238	80	80	48	27	3	2	3	4	8	3	3			18	
	計	308	279	93	93	51	29	4	2	5	6	9	5	5			25	
平均	局長	1	1	0.4	0.3	0.1	0.1	0.0		0.1	0.1	0.0	0.1	0.1			0.2	
	職員	7	6	1.6	2.1	1.3	0.7	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1			0.5	
	計	8	7	2.0	2.4	1.3	0.8	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1			0.7	

※人口については平成21.3.31現在の住民基本台帳人口、決算額については平成20年度決算額を用いている。(平成21年4月1日現在：総務省調)

監査委員による監査の流れ



監査委員による監査の種類と目的

監査の種類	監査の契機	監査の目的		着眼点	類似機能
財務監査(定期) (随時)	義務(年度1回) 任意	財務の事務執行が法令に則って適正に行われていることを担保	指摘型 保証型	合規性・3E	包括外部監査
行政監査(随時)	任意	事務執行が法令に則って適正に行われていることを担保	指摘型	合規性・3E	議会、行政評価
財援団体等監査	長の要求・任意	財政援助団体等の出納その他の事務で財政援助等に係るものが適正に行われていることを担保	指摘型	合規性	長
指定金等監査	長の要求・任意	指定金等が扱う公金の収納・支払事務の適正さを担保	指摘型	合規性	会計管理者
決算審査	義務(年度1回)	会計管理者の調製した決算の正確性を担保	保証型	正確性	
例月出納検査	義務(月1回)	会計管理者の現金の出納の正確性を担保	保証型	正確性	
基金運用審査	義務(年度1回)	長の基金の運用の正確性を担保	保証型	正確性	
健全化判断比率審査	義務(年度1回)	長の計算した健全化判断比率の正確性を担保	保証型	正確性	個別外部監査
直接請求監査	住民の請求	住民の請求により事務執行を監査し住民自治を保証	指摘型	合規性・3E	個別外部監査
住民監査請求	住民の請求	住民の請求により財務の事務執行を監査し住民自治を保証 住民訴訟の前置機能	指摘型	合規性	個別外部監査
長の要求監査	長の要求	長の要求により事務執行を監査し長に政策判断の材料を提供	指摘型	合規性・3E	個別外部監査
議会の請求監査	議会の請求	議会の請求により事務執行を監査し議会に政策判断の材料を提供	指摘型	合規性・3E	個別外部監査
職員賠償責任監査	長の要求	職員の賠償責任の有無及び額の決定	指摘型	合規性	

監査委員が行う監査① ～財務監査～

監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。(法199①)

(1) 定期監査

監査委員は、毎会計年度少くとも一回以上期日を定めて財務監査をしなければならない。(法199④)

(2) 随時監査

監査委員は、必要があると認めるときは財務監査をすることができる。(法199⑤)

○ 監査の留意点

- ・ 監査委員は、財務監査をするに当たっては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理が第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとりとなされているかどうか、特に意を用いなければならない。(法199③)

【法第2条】

- ⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- ⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

監査委員が行う監査② ～行政監査～

監査委員は、財務監査のほか、必要があるとき、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるもの^{※1}を除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるもの^{※2}を除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に必要事項は、政令で定める。（法199②）

※1 労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で定めるもの

労働組合法の規定による労働争議のあっせん、調停及び仲裁その他の労働委員会の権限に属する事務（その組織に関する事務及び庶務を除く。）並びに土地収用法の規定による収用に関する裁決その他の収用委員会の権限に属する事務（その組織に関する事務及び庶務を除く。）とする。（令140の5①）

※2 国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるもの
監査に際して開示をすることにより、国の安全を害するおそれがある事項に関する事務（当該国の安全を害するおそれがある部分に限る。）及び個人の秘密を害することとなる事項に関する事務（当該個人の秘密を害することとなる部分に限る。）並びに土地収用法の規定による収用に関する裁決その他の収用委員会の権限に属する事務とする。（令140の5②）

○ 監査の留意点

監査委員は、行政監査をするに当たっては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理が第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとりなされてきているかどうか、特に意を用いなければならない。（法199③）

【法第2条】

- ⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- ⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求め、その規模の適正化を図らなければならない。
- ・ 当該普通地方公共団体の事務の執行が法令の定めるところに従つて適正に行われているかどうかについて、適時に監査を行わなければならない。（令140の6）

監査委員が行う監査③ ～財政援助団体等に対する監査～

1. 財政援助団体等監査

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものが出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体の出資しているもの、当該普通地方公共団体が借入金^{※1}の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるもの^{※2}の受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。（自治法199条⑦）

※1 地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの

- ・当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるもの4分の1以上を出資している法人。（令140の7①）
- ・当該普通地方公共団体及び一又は二以上の当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるもの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社（同条第2項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その他これらに準ずるもの4分の1以上を出資している法人。（令140の7②）

※2 地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるもの
当該普通地方公共団体が受益権を有する不動産の信託。（令140の7③）

2. 指定金融機関等監査

- 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関、収納事務取扱金融機関が取り扱う当該普通地方公共団体の公金の収納又は支払の事務について監査することができる。（法235の2②）
- 監査委員は、指定金融機関等の監査の結果に関する報告を普通地方公共団体の議会及び長に提出しなればならない。（法235の2③）

監査委員が行う監査④ ～決算審査等～

1. 決算審査

- 普通地方公共団体の長は、決算及び証書類その他政令で定める書類[※]を監査委員の審査に付さなければならぬ。(法233②)
- 普通地方公共団体の長は、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならぬ。(法233③)

※ 政令で定める書類

歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書（令166②）

2. 例月出納検査

- 普通地方公共団体の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員がこれを検査しなければならない。(法235の2①)
- 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を普通地方公共団体の議会及び長に提出しなければならない。(法235の2③)

3. 基金の運用に係る審査

普通地方公共団体が特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合には、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。(法241⑤)

4. 健全化判断比率等に係る審査

- 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。（健全化法3①）
- 公営企業を営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を公表し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。（健全化法22①）

監査委員が行う監査⑤ ～長等の要求に基づく監査等～

1. 住民からの事務監査請求審査

監査委員は、直接請求による監査の結果に関する報告を決定し、これを請求代表者に送付し、かつ、公表すると関係事項につき監査し、監査の結果に関する報告を決定し、これを請求代表者に送付し、かつ、公表するとともに、これを当該普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会、農業者委員会その他法律に基づき委員に提出しなければならぬ。(法75①、②、③)

2. 住民監査請求による監査

- 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があるとき、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。(法242①)
- 住民監査請求があつた場合においては、監査委員は、監査を行い、請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならぬ。(法242④)

3. 長からの要求監査

監査委員は、当該普通地方公共団体の長から当該普通地方公共団体の事務の執行に關し監査の要求があったときは、その要求に係る事項について監査をしなければならない。(法199⑥)

4. 議会からの請求監査

議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるもの^{※1}を除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適當でないもの^{※2}を除く。）に關する監査を求め、監査の結果に關する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第199条第2項後段の規定を準用する。(法98②)

※1 労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるもの

労働組合法の規定による労働争議のあつせん、調停及び仲裁その他労働委員会の権限に属する事務（その組織に關する事務及び庶務を除く。）並びに土地収用法の規定による収用に關する裁決その他収用委員会の権限に属する事務（その組織に關する事務及び庶務を除く。）とする。(令121の3③)

※2 国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適當でないものとして政令で定めるもの

監査に際して開示をすることにより、国の安全を害するおそれがある事項に關する事務（当該国の安全を害するおそれがある部分に限る。）及び個人の秘密を害することとなる事項に關する事務（当該個人の秘密を害することとなる部分に限る。）並びに土地収用法の規定による収用に關する裁決その他収用委員会の権限に属する事務とする。(令121の3④)

5. 長の要求による職員賠償責任の監査

普通地方公共団体の長は、会計管理者等の予算執行職員が、支出負担行為等の財務会計上の行為によつて当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。(法243の2③)

監査委員の監査結果と会計検査院の検査結果について

監査委員の監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第199条

- ⑨ 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。
- ⑩ 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。
- ⑪ 監査委員から監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

会計検査院の検査結果について

憲法

第90条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

財政法（昭和22年法律第34号）

第40条 内閣は、会計検査院の検査を経た歳入歳出決算を、翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする。

2 前項の歳入歳出決算には、会計検査院の検査報告の外、歳入決算明細書、各省各庁の歳出決算報告書及び継続費決算報告書並びに国の債務に関する計算書を添附する。

会計検査院法（昭和22年法律第73号）

第30条の2 会計検査院は、第三十四条又は第三十六条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認めらるる事項については、随時、国会及び内閣に報告することができる。

第34条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に關し法令に違反し又は不当であると認めらるる事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる。

第36条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に關し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

外部監査制度の基本的な仕組み

1 包括外部監査契約に基づく監査（§ 252の36～ § 252の38）

- 毎会計年度、外部監査人のイニシアティブによる監査を実施
- 都道府県・指定都市・中核市については契約の締結を義務付け
- その他の市町村は条例により任意に導入

（監査の種類）

- ・ 財務監査
- ・ 財政援助団体等監査

2 個別外部監査契約に基づく監査（§ 252の39～ § 252の44）

- 議会・長・住民から要求がある場合において外部監査人による監査をすることが適当である
ときに、外部監査人による監査を実施
- 条例により任意に導入

（監査の種類）

- ・ 事務監査請求に基づく監査
- ・ 議会からの監査請求に基づく監査
- ・ 長からの監査要求に基づく監査
- ・ 長からの財政援助団体等の監査要求に基づく監査
- ・ 住民監査請求に基づく監査

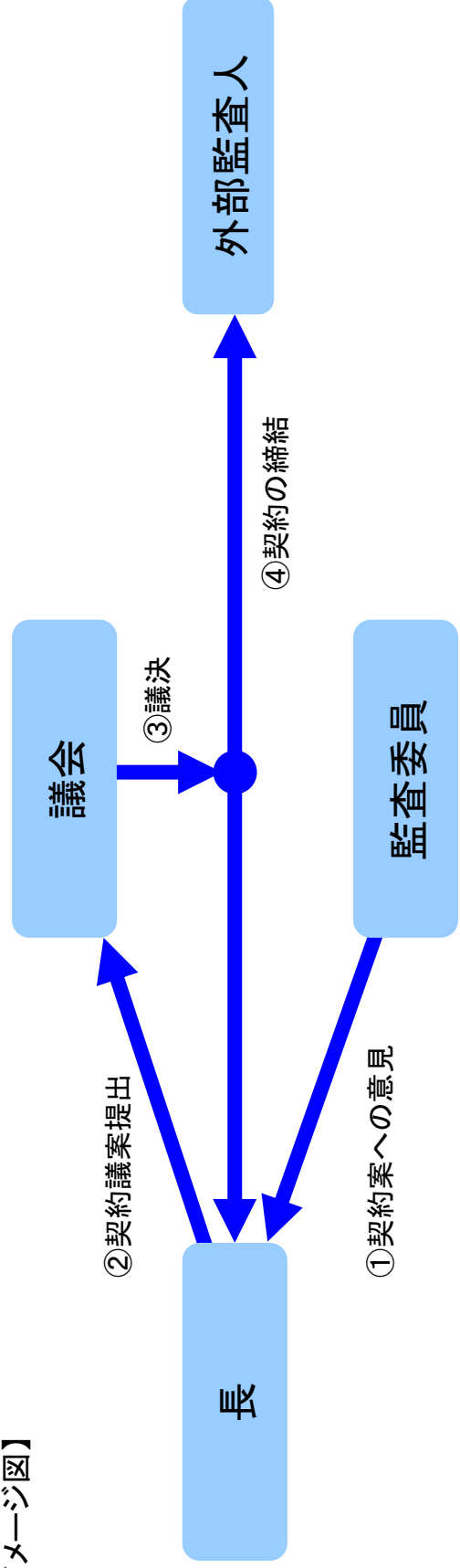
外部監査制度の概要

1 外部監査契約の締結（§252の36①等）

【包括外部監査契約】

- 都道府県・指定都市・中核市の長は、毎会計年度、包括外部監査契約を速やかに一の者と締結。
 - ※ 連続して4回、同一の者と契約を締結してはならない。
 - 契約の締結に当たっては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- #### 【個別外部監査契約】
- 条例により個別外部監査を行うこととした地方公共団体で、住民・議会・長から監査委員の監査に代えて外部監査人による監査の要求があった場合、個別外部監査契約を一の者と締結。
 - 契約の締結に当たっては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

【イメージ図】



2 外部監査契約を締結できる者（§252の28①②）

地方公共団体が財務管理・事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であって、次に該当するもの

- 弁護士
- 公認会計士
- 国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者で、監査に関する実務に精通しているもの
- 税理士

3 外部監査契約の解除（§252の35）

- 上記の資格要件に該当しなくなったとき等は、外部監査契約を解除しなければならない。
- 外部監査人が①心身の故障のため監査の遂行に堪えないと認めるとき、②外部監査人に法令・外部監査契約に違反する行為があると認めるとき、③その他外部監査人と外部監査契約を締結していることが著しく不適当と認めるときは、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、その意見を付けて議会の同意を得た上で、外部監査契約を解除できる。

4 外部監査人の義務等

- 外部監査契約の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、誠実に監査を実施（§252の31①）
- 常に公正不偏の態度を保持し、自らの判断と責任において監査を実施（§252の31②）
- 特定事件についての監査の制限（§252の29）
- 守秘義務・みなし公務員（§252の31③～⑤）

5 外部監査人の監査の事務の補助（§252の32）

- 外部監査人は、監査の事務を他の者に補助させることができる。
- 外部監査人は、外部監査人補助者を監督しなければならない。

6 外部監査人と普通地方公共団体との関係

- 外部監査人と監査委員とは、相互の監査の実施に支障を来さないよう配慮しなければならない。（§252の30①②）
- 議会、長その他の執行機関又は職員は、外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならない。（§252の33①）
- 議会は、外部監査人の説明を求め、又は外部監査人に対して意見を述べることができる。（§252の34）

7 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく個別外部監査

- 地方公共団体の長は、健全化判断比率^{※1}のうちいずれかが早期健全化基準^{※2}以上となった場合等には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならない。（平成21年4月1日施行）

※1 健全化判断比率

- ① 実質赤字比率
- ② 連結実質赤字比率（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）
- ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）

※2 早期健全化基準

財政健全化計画の策定・公表を行うこと等により、財政の早期健全化（地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ること）を図るべき基準として、健全化判断比率のそれぞれについて政令で定める数値

外部監査制度の導入状況

(単位：団体)

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	その他市	町村	合計
包括外部監査	47 (100.0%)	18 (100.0%)	41 (100.0%)	3 (7.3%)	6 (26.1%)	4 (0.6%)	0 (-)	119 (6.6%)
個別外部監査	47 (100.0%)	18 (100.0%)	41 (100.0%)	8 (19.5%)	12 (52.2%)	29 (4.2%)	20 (2.1%)	175 (9.7%)

※注1 平成22年3月31日現在の計数である。
 ※注2 各欄下段の括弧内の計数は、各団体を区分別の導入団体の割合である。

出典：総務省調べ

外部監査人の資格

○ 包括外部監査人

(単位：人)

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	その他市	町村	合計
弁護士	4 (8.5%)	4 (22.2%)	1 (2.4%)	0 (-)	1 (4.3%)	0 (-)	0 (-)	10 (8.4%)
公認会計士	40 (85.1%)	13 (72.2%)	38 (92.7%)	2 (4.9%)	5 (21.7%)	4 (0.6%)	0 (-)	102 (85.7%)
実務精通者	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (0.0%)
税理士	3 (6.4%)	1 (5.6%)	2 (4.9%)	1 (2.4%)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	7 (5.9%)
合計	47 (100.0%)	18 (100.0%)	41 (100.0%)	3 (7.3%)	6 (26.1%)	4 (0.6%)	0 (-)	119 (100.0%)

○ 個別外部監査人

(単位：人)

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	その他市	町村	合計
弁護士	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	1 (0.1%)	1 (6.7%)
公認会計士	0 (-)	3 (16.7%)	3 (7.3%)	0 (-)	2 (8.7%)	2 (0.3%)	1 (0.1%)	11 (73.3%)
実務精通者	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (0.0%)
税理士	0 (-)	0 (-)	0 (-)	1 (2.4%)	0 (-)	0 (-)	2 (0.2%)	3 (20.0%)
合計	0 (-)	3 (16.7%)	3 (7.3%)	1 (2.4%)	2 (8.7%)	2 (0.3%)	4 (0.4%)	15 (100.0%)

※注1 平成21年度に締結された包括外部監査契約又は個別外部監査契約に係る計数である。

※注2 各欄下段の括弧内の計数は、各団体区別の構成比である。

出典：総務省調べ

外部監査人による監査のテーマ

○ 包括外部監査

(単位：件)

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	その他市	町村	合計
補助金	16	6	11	1	4	1	0	39 (10.3%)
委託料	13	4	13	2	3	3	0	38 (10.0%)
特別会計	6	3	2	0	1	0	0	12 (3.2%)
その他予算執行	22	8	14	3	3	3	0	53 (14.0%)
決算の財務書類	4	5	6	1	4	1	0	21 (5.5%)
公の施設	17	6	12	1	4	3	0	43 (11.3%)
その他公有財産	11	7	15	1	3	0	0	37 (9.8%)
物品	10	5	11	1	3	2	0	32 (8.4%)
債権	12	7	9	0	4	1	0	33 (8.7%)
基金	5	1	1	0	2	0	0	9 (2.4%)
公営企業	3	0	5	1	0	2	0	11 (2.9%)
公社	9	5	4	0	1	0	0	19 (5.0%)
その他財政援助団体	18	5	6	0	2	1	0	32 (8.4%)
合計	146	62	109	11	34	17	0	379 (100.0%)

※注1 平成21年度に締結された包括外部監査契約に係る計数である。

※注2 一の監査が複数のテーマに係るものである場合は、複数計上している。

出典：総務省調べ

○ 個別外部監査

(単位：件)

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	その他市	町村	合計
補助金	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
委託料	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
特別会計	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
その他予算執行	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
決算の財務書類	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
公の施設	0	0	0	1	2	1	0	4 (80.0%)
その他公有財産	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
物品	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
債権	0	0	0	0	0	0	1	1 (20.0%)
基金	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
公営企業	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
公社	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
その他財政援助団体	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
合計	0	0	0	1	2	1	1	5 (100.0%)

※注1 平成21年度に締結された個別外部監査契約に係る計数である。

※注2 一の監査が複数のテーマに係るものである場合は、複数計上している。

【参考】財政健全化法に基づき個別外部監査が実施されたもの

都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	その他市	町村	合計
0	3	4	0	0	1	3	11

出典：総務省調べ

地方公共団体(一般会計)の予算・決算の流れ

【参考資料26】

○予算案の編成作業

- ・各部局から予算担当部局への予算要求
- ・予算担当部局による査定
- ・長による査定

○予算案の調製・議会提出

- ・一般会計年度における一切の収入及び支出は全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならぬ(総計予算主義の原則)。(自治法210)
- ・各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。(自治法208②)
- ・長は毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。(自治法211①)
- ・都道府県・指定都市は年度開始30日前、その他の市町村は20日前に議会に提出。(自治法211①)

○予算案の議会審議

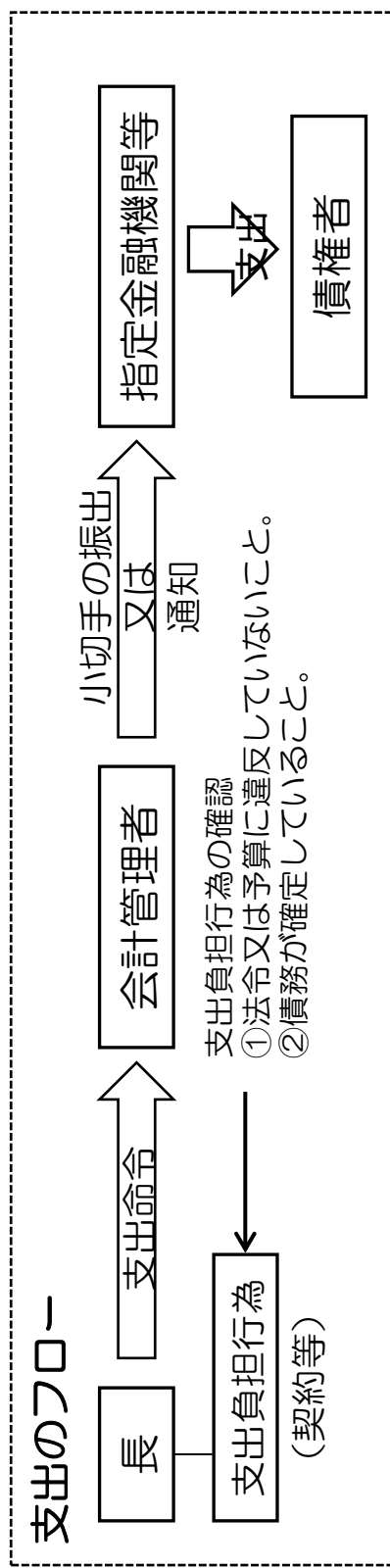
- ・議会は次に掲げる事件を議決しなければならない。(自治法96①)
予算を定めること。

○予算案の採決 可決・成立 否決・不成立

- ・議長は予算を定める議決後3日以内に長に送付。(自治法219①)
- ・長は直ちに、その要領を住民に公表。(自治法219②)

○会計年度開始（4月1日）（自治法208①）

- ・長による予算執行（収入、支出、契約、財産取得・管理・処分、債権管理等）。
- ・地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。（自治法232の3）
- ・会計管理者は長の支出命令により支出を行うが、法令又は予算に違反する支出は行えない。（自治法232の4）



監査委員による定期財務監査（自治法199①④）

毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査する。

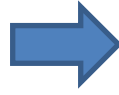
○会計年度終了（3月31日）（自治法208①）

○出納の閉鎖（5月31日）（自治法235の5）



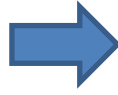
○決算の調製

- ・会計管理者は出納閉鎖後3箇月以内に決算を調製し長へ提出する。（自治法233①）
- ・決算は、歳入歳出予算についてこれを調製しなければならない。（自治令166①）



○監査委員による決算審査

- ・長は決算を監査委員の審査に付さなければならない。（自治法233②）



○決算の議会提出

- ・長は監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付する。（自治法233③）
- ・長は決算の要領を公表する。（自治法233⑥）



○決算の議会審議

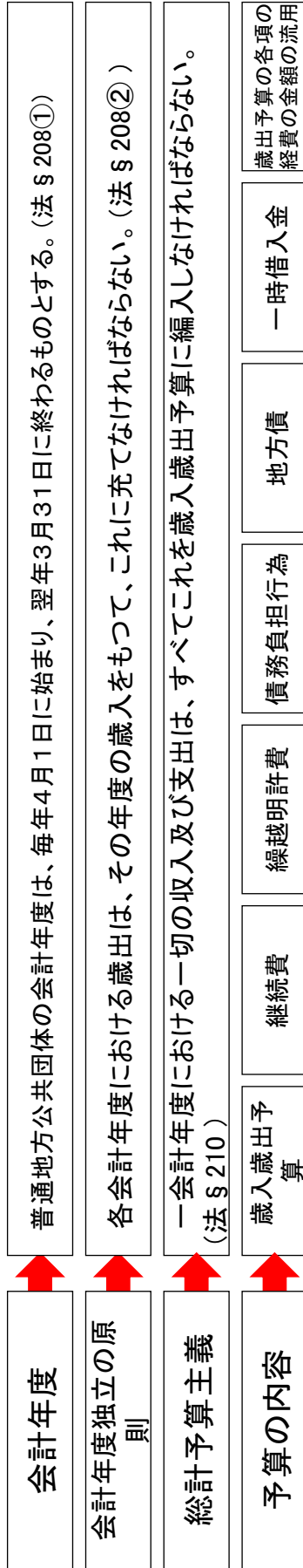
- ・議会は次に掲げる事件を議決しなければならない。（自治法96①）
決算を認定すること。



○決算の採決 可決・認定 否決・不認定

- ・決算が不認定となっても決算の効力に影響はない。

地方公共団体の予算について



<歳入歳出予算のイメージ>

<p>議決科目 [款項] (法 § 216・令 § 147・則 § 15①)</p> <p>① 道府県民税、分担金、使用料等のように収入の性質別に区分 ② 款に大別し、かつ、各款中においてこれを項に区分</p> <p>(例) (款) 市町村民税 (項) 1 市町村民税 2 固定資産税 3 軽自動車税 等</p>	<p>執行科目 [目節] (法 § 220・令 § 150・則 § 15)</p> <p>(1) 目は、項を区分したもの (2) 節は、目を細分化したもの</p> <p>(例) (項) 市町村民税 (目) 1 個人 2 法人 (節) 1 現年課税分 2 滞納繰越分</p>
---	---

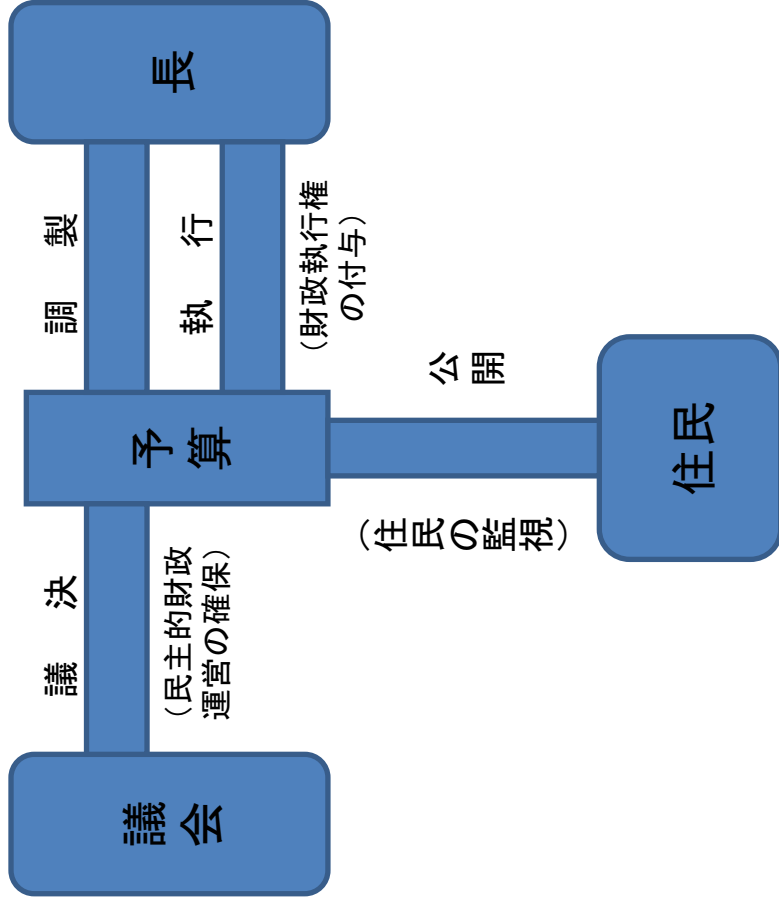
(歳入予算)

<p>議決科目 [款項] (法 § 216・令 § 147・則 § 15①)</p> <p>① 公債費、小学校費等のように支出目的別(当該経費によって実現しようとする目的別)に区分する。 ② 款項に区分する。</p> <p>(例) (款) 土木費 (項) 1 土木管理費 2 道路橋りょう費 3 河川海岸費 等</p>	<p>執行科目 [目節] (法 § 220・令 § 150・則 § 15)</p> <p>(1) 目は、項を区分したもの (2) 節は、目を性質別に細分化したもので、地方自治法施行規則で定められている節のいずれかに区分しなければならない。</p> <p>(例) (項) 道路橋りょう費 (目) 1 道路橋りょう総務費 2 道路維持費 3 道路新設改良費 等 (節) 1 報酬 2 給料 3 工事請負費 等</p>
--	---

(歳出予算)

予算の意義

一定期間における収入及び支出の見積もり又は計画



①実質的意義の予算…財政運営の指針

②形式的意義の予算…財政の執行と支出行為の制限

③政治的意義の予算…住民の監視

予算の主な種類

区分	種類	
①会計区分によるもの	一般会計予算	一般会計予算(一般会計に属する予算) ・地方公共団体の基本的な経費を中心として計上。
	特別会計予算	特別会計に属する予算
	通常予算	本予算、当初予算で、一般会計年度を通じて定められる基本的な予算
	補正予算	通常予算の調製後に生じた事由に基づいて規程の予算に追加や変更を加えた予算
③成立事情によるもの	暫定予算	特別の必要がある場合に調製される、一般会計年度中の一定期間にかかる予算(つなぎ予算)
	原案執行予算	法令により当然に負担すべき経費や、地方公共団体の義務に属する経費などを議会が削減・減額する議決をしたため、長が再議に付したが、議会がこの再議を認めず、なお前回と同じ議決をした場合に、当該経費に限って、原案通りの予算を作成し執行することができる。
④会計年度によるもの	単年度予算	一般会計年度の予算がその年度に施行し完結する予算
	継続費予算	二カ年度以上にわたり支出すべき経費を一括してあらかじめ年度割により計上する予算

予算に関する原則

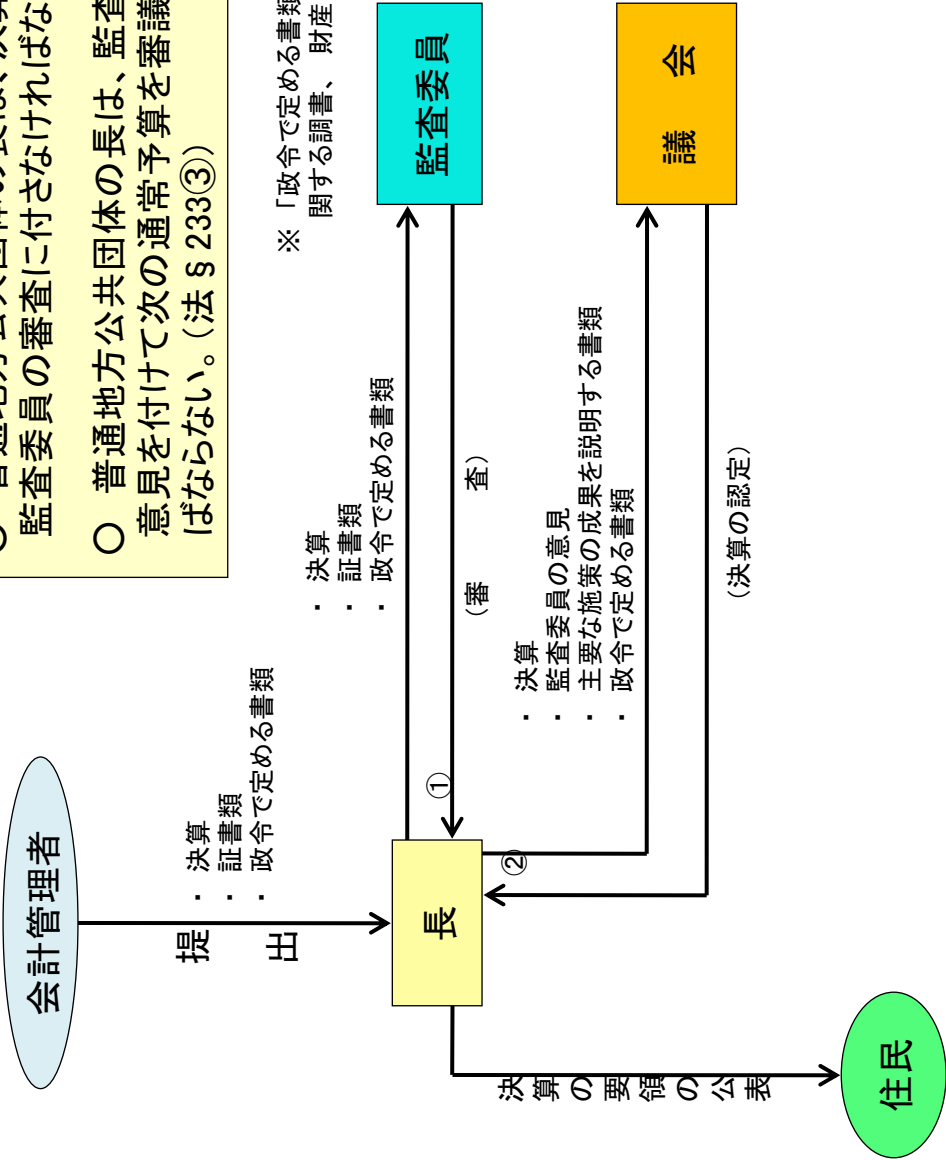
原則	説明	例外
総計予算主義の原則	一般会計年度における一切の収入及び支出は全て歳入歳出予算に計上しなければならぬ。	歳入歳出予算に計上されないで収入・支出が行われるもの ・一時借入金 ・歳計剰余金の基金への編入
単一予算主義の原則	一般会計年度における一切の収入及び支出は、単一の予算に計上して一般会計の下に管理する。	特別会計予算
予算統一の原則	分科された予算を予算科目・予算様式等を統一することによって、系統的に総合調整する。	
会計年度独立の原則	各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって充て、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。	継続費の通次繰越 繰越明許費 過年度収入 過年度支出 翌年度歳入の繰上充用 事故繰り越し
予算の事前議決の原則	予算は、年度開始前に議会に提出し、議決を経なければならぬ。	議会の議決を経ないもの ・長の予算専決処分 ・原案執行予算
予算公開の原則	予算要領の公表、財政状況の公表などによって予算を住民に対して公表する。	

会計年度の意義

会計年度独立の原則	各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって充て、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。
継続費の通次繰越	その年度に支出を終わらなかつたものは継続年度の終わりにまで通次繰越して使用できる。
繰越明許費	一般会計年度の経費の支出を翌年度にわたって執行することができる。
事故繰越し	予算の執行の段階において、避けがたい事故によって年度内に経費の支出を終わらないものを翌年度にわたって執行することができる。
過年度収入・過年度支出	出納閉鎖後の収入・又は支出は、これを現年度の歳入・歳出とする。
歳計剰余金の繰越し	各会計年度で決算上、剰余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入する。
翌年度歳入の繰上充用	会計年度経過後、歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれを充てる。

地方公共団体の決算について

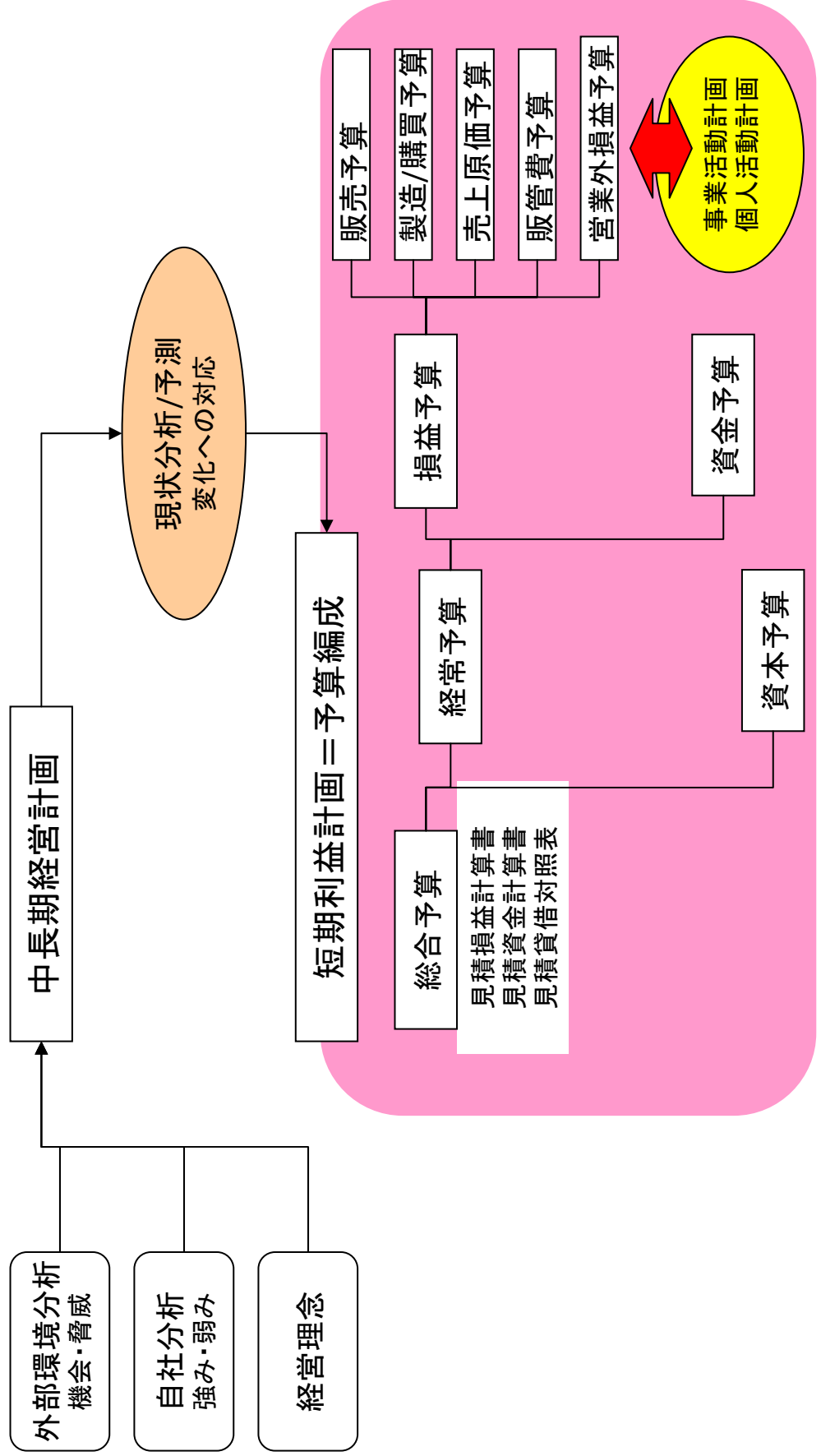
- 会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。(法 § 233①)
- 普通地方公共団体の長は、決算及び証書類その他政令で定める書類を監査委員の審査に付さなければならない。(法 § 233②)
- 普通地方公共団体の長は、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を審議する会議までに議会の認定に付さなければならない。(法 § 233③)



株式会社の予算・決算の流れ(例)

○ 予算制度の構築

- ・ 中長期経営計画から総合予算までを体系化する。
- ・ 中長期経営計画に基づく短期利益計画として、単年度総合予算を編成する。



○中長期経営計画の進捗度検証

- ・経営層及び事業部長による中長期経営計画の実現性の検証
- ・中長期経営計画修正決定の場合は、計画修正の後、予算編成へ
- ・中長期経営計画を修正しない場合は、予算管理部門による編成作業を開始



○予算案の編成

- ・予算管理部門から事業部に、中長期経営計画に基づく予算編成方針を指示
- ・事業部は、売上/利益目標及び根拠施策(=行動計画)を作成
- ・経営層は売上又は利益に対する調製を指示
- ・事業部及びその他部門が予算案を予算管理部門に提出
- ・予算管理部門は、全損益予算を集計し、想定売上/利益に合致するまで調製を実施し、見積損益計算書等を作成



○経営会議による予算審議

- ・予算管理部門は、見積損益計算書等を経営層に報告し、「経営会議」に付議
- ・「経営会議」にて否認の場合は、予算案の修正手続きを実施し再付議
- ・「経営会議」承認後は、取締役会に付議



○取締役会による予算審議

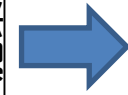
- ・「経営会議」承認案を「取締役会」に付議
- ・全予算案は、新年度開始前までに「取締役会」の承認を経なければならぬ。

○会計年度開始



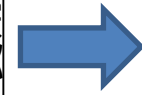
- ・月次決算を実施し、予算と実績の差異を検証
- ・検証結果は、月次「経営会議」「取締役会」「取締役会」に報告
- ・費用予算の執行は、予算計上費用でも、職務権限規則に基づき承認・執行される。
また、予算外の費用は部門予算の流用で対応

○施策の修正



- ・経営層は、予算と実績に乖離が生じる場合は、施策の修正を指示
- ・修正施策は月次「経営会議」「取締役会」に報告

○費用関連予算の修正



- ・経営層は、想定利益の達成が困難な事態では予算案の修正を指示
- ・事業部及び予算管理部門は、修正施策の実現性を検証し、修正予算案を作成

○経営会議による修正予算審議



- ・予算管理部門は経営層に報告するとともに、指示により見積損益計算書等の修正案を「経営会議」に付議
- ・「経営会議」承認後は、取締役会に付議。中長期経営計画修正の場合は、別途提出

○取締役会による修正予算審議

- ・「経営会議」承認案を「取締役会」に付議

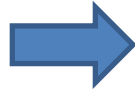
- ・修正予算案の提出は、中間決算時までに実施し、第3/四半期以後は、想定売上/利益の達成見込みを月次で報告

○決算日



○計算書類等の作成(会社法435②)

- ・ 株式会社は計算書類、事業報告及び附属明細書を作成 (実際は経理・財務担当部において作成)
- ・ 会計監査人には計算書類及び附属明細書を提出し、監査役には計算書類、事業書類及び附属明細書を提出



○会計監査人による監査(会社法436②)

- ・ 会計監査人は会計監査報告を作成し、特定監査役と特定取締役へ通知



○監査役による監査(会社法436①、会社法施行規則129)

- ・ 監査役は、計算書類、事業報告書、附属明細書及び会計監査報告を受け取ったときは、監査役監査報告を作成



○監査役会による監査(会社法436①、会社法施行規則130)

- ・ 監査役会は、監査役監査報告に基づき監査役会監査報告を作成



○監査報告の取締役等への通知(会社法施行規則132)

- ・ 監査役会は、監査報告の内容を取締役等へ通知



○取締役会による承認(会社法436③)

- ・ 取締役会は計算書類、事業報告、附属説明書を承認



○株主への計算書類等の提供(会社法437、会社法施行規則133)

- ・ 定時株主総会の招集通知に際し、計算書類、事業報告、監査報告、会計監査報告を株主に提供



○定時株主総会【決算日から3ヶ月以内】(会社法438)

- ・ 定時株主総会に計算書類と事業報告を提出。計算書類は承認、事業報告は内容報告。

株式会社における監査・監督機能について

分類	監査・監督の対象	判断の基準	資格要件
** 外部機関 会計監査人監査	財務諸表	正確性・企業会計原則準拠性	あり (公認会計士又は監査法人)
** 内部機関 監査役監査 取締役相互又は取締役会による 取締役の監督	取締役の職務執行	*** 適法性(合規性) (法令・定款) 適法性(合規性) (法令・定款) 妥当性(業績)	—

(*) 本資料は、「公開会社」、「大会社」で、かつ、会計参与を設置しないものを前提にしている。

(**) 会社法上、会計監査人、監査役及び取締役はいずれも会社の「機関」とされているが(会社法第326条第2項)、監査役及び取締役は会社の「役員」であるのに対して、会計監査人は「役員」には含まれない(会社法第329条第1項)。

(***) 監査役監査は、原則として、適法性(合規性)(法令・定款違反)の監査に限られる。ただし、業務執行の不当性が一定限度を超えると善管注意義務違反として違法となると解されている。(江頭憲治郎「株式会社法第3版」[2009])

地方公共団体における監査機能について

※現行では、下記のほか、住民・議会・長の要求による事務監査、住民監査請求監査等がある。

監査の対象		現金出納	決算	財務事務	行政事務
正確性 (誤謬の発見)	適法性 (合規性)	例月出納 検査	決算審査	財務監査(定期・随時)	外部監査 財務監査(随時)
3E・VFM(業績)					
効率性及び び能率性					
合理性					
監査判断の主な基準					

地方公共団体の内部監査と外部監査

	内部監査	外部監査
監査の主体	監査委員	外部監査人
設置	必置	都道府県・指定都市・中核市 包括義務付け その他の市町村と個別 任意
定数	①都道府県及び人口25万以上の市 4人 ②その他の市町村 2人 条例で定数を増加できる ※議員は①は2又は1人、②は1人	1人
選任資格	①人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者 ②議員 ※①が2人以上の場合は、当該団体OBは1人まで	左の①であって以下に該当するもの 弁護士、公認会計士、税理士 国、地方公共団体の一定の実務経験者 ※当該団体の職員、OBは不可
選任方法	長が議会の同意を得て選任	長が監査委員の意見を聴き、議会の同意を得て契約
任期	4年(再任可)	1年(連続して3回まで)
監査の対象	財務監査(定期、随時)、決算審査、例月出納検査、基金運用状況審査、健全化判断比率審査 行政監査、財援団体等監査、指定金等監査 長、議会、住民からの要求監査	包括: 特定の事件の財務監査、財援団体等監査 個別: 住民、長、議会からの要求監査
補佐する体制	都道府県: 事務局必置 市町村: 事務局は任意設置	外部監査人補助者(監査委員と協議)
監査に期待される役割	長の事務執行における違法、不適當な事案の有無の指摘 決算等の正確性の保証	内部監査(監査委員)とは別の観点からの監査及び指摘

株式会社の内外部監査と外部監査

内部監査		外部監査
監査の主体	監査役(監査役会、監査委員会)	会計監査人
設置	任意 取締役会設置会社、会計監査人設置会社は必置 委員会設置会社は置かない	任意 委員会設置会社、大会社(資本金5億以上又は負債200億以上)は必置
定数	1人以上 監査役会設置会社 3人以上で半数は社外監査役	1人
選任資格		公認会計士、監査法人
選任方法	株主総会の決議をもって選任 取締役が選任議案を提出するときは監査役会の同意が必要 監査役は、取締役に対し、監査役の選任を株主総会の目的とすること、監査役の選任議案を株主総会に提出することについて請求可能	株主総会の決議をもって選任 取締役が選任議案を提出するときは監査役会の同意が必要 監査役は、取締役に対し会計監査人の選任を株主総会の目的とすること、会計監査人の選任議案を株主総会に提出することについて請求可能
任期	選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までの間	選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までの間 ※上記株主総会で別段の決議がないときは再任
監査の対象	取締役の職務執行の監査 取締役が株主総会に提出しようとする議案等を調査	各事業年度の計算書類(貸借対照表、損益計算書等)を監査
補佐する体制		
監査に期待される役割	取締役の職務執行の合規性の保証	財務諸表の正確性の保証 企業会計原則への準拠性の保証

会社法における監査役体制の整備

○会社法における監査役体制の整備に係る規定

会社法

(取締役会の権限等)

第三百六十二条

- 4 取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。
- 六 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

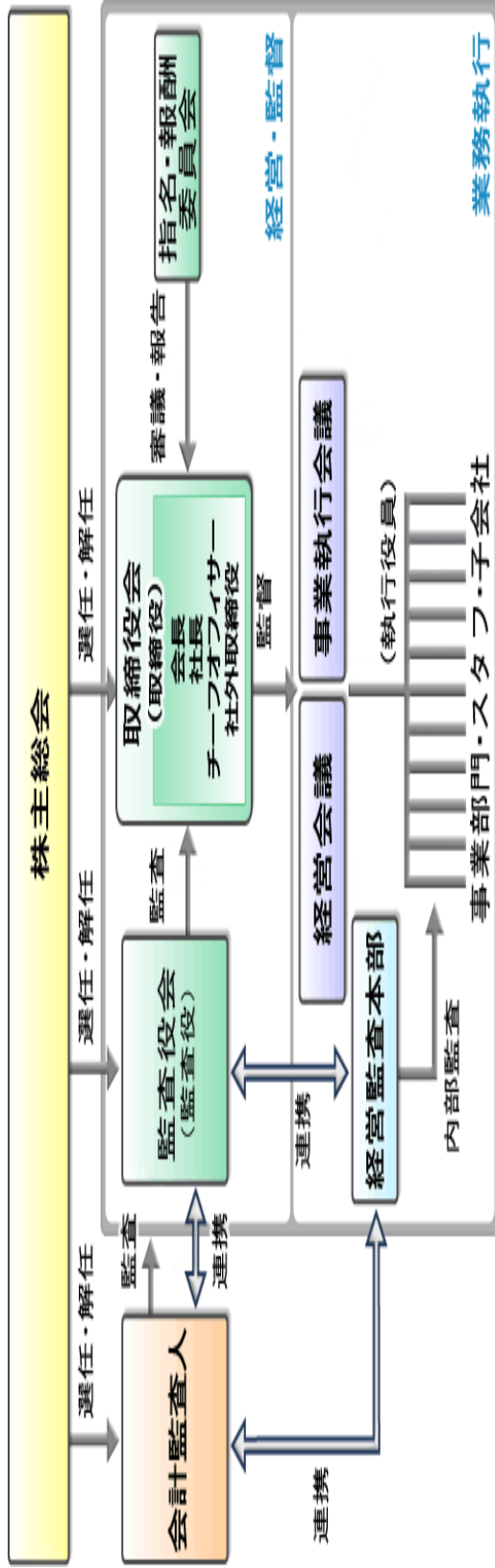
会社法施行規則

(業務の適正を確保するための体制)

第百条 法第三百六十二条第四項第六号に規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

- 一 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 三 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 五 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 2 監査役設置会社以外の株式会社である場合には、前項に規定する体制には、取締役が株主に報告すべき事項の報告をするための体制を含むものとする。
- 3 監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合には、第一項に規定する体制には、次に掲げる体制を含むものとする。
- 一 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - 二 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 三 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 四 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

民間企業における監査体制の例



○監査役会(監査役)

A社は、会社法に基づき、監査役および監査役会を設置しています。A社の監査役は5名であり、そのうち3名は社外監査役です。また、監査役会は、月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査の方針、基準等を決定し、各監査役の監査状況等の報告を受けています。

A社は、財務および会計に関する相当程度の知見、法律の実務家としての経験など監査に必要な知識や経験を有する人材を監査役に選任し、監査役の監査機能の強化をはかっています。

常勤監査役は、子会社の常勤監査役と相互に連携をはかり、A社グループ全体のガバナンス体制の整備に努めています。

監査役は、内部者通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の運用状況の報告を受け、内部監査部門との相互連携をはかっています。また、監査役に関する内部者通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の運用状況の報告を受け、意見交換を行うほか、企業倫理・法令違反等の問題には、社外取締役と意見交換を行うなど、社外取締役とも相互連携をはかっています。さらに、監査役は、会計監査人から監査の実施状況や監査計画など会計監査および金融商品取引法に基づく内部統制監査に関する報告を受けるとともに、意見交換を行うなど、会計監査人とも相互連携をはかっています。

A社は、約5名のスタッフからなる監査役室を設置し、監査役による監査を補助しています。

○経営監査本部(内部監査部門)

A社は、執行役員社長直轄の内部監査部門として、内部監査に関する専門知識を有するスタッフなど(約50名)からなる経営監査本部を設置しています。経営監査本部は、子会社の内部監査部門と連携して、A社グループにおける適法かつ適正・効率的な業務執行の確保のための監査を実施し、問題の指摘と改善に向けた提言を行っています。

経営監査本部は、会計監査人に対して、定期的に監査結果を報告し、意見交換を行うことで、会計監査人との相互連携をはかっています。

(当該民間企業のHPより抜粋)

民間企業における内部統制システム構築の基本方針の例

A社の内部統制システムに関する基本方針を次のとおりとする。A社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努める。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役および執行役員は、A社およびA社子会社(以下「A社グループ」という。)が共有すべきルールや考え方を表した「A社グループ経営ポリシー」を通じて、A社グループにおける企業倫理の確立ならびに取締役および使用人による法令、定款および社内規程の遵守の確保を目的として制定した「A社グループ企業行動憲章」および「A社グループ行動規範」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底をはかる。
- (2) 内部統制推進部は、「A社グループ企業行動憲章」および「A社グループ行動規範」の周知徹底のための活動を行い、経営監査本部は、各部門における法令、定款および社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘および改善策の提案等を行う。
- (3) 取締役は、重大な法令違反その他法令および社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
- (4) 経営監査本部および第三者機関を情報提供先とする内部者通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の利用を促進し、A社グループにおける法令違反または「A社グループ企業行動憲章」もしくは「A社グループ行動規範」の違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- (5) リスク・コンプライアンス委員会は、A社グループにおける不正行為の原因究明、再発防止策の策定および情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて内部統制推進部は、再発防止策の展開等の活動を推進する。
- (6) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

- (1) 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ・マネジメント・システムを確立する。情報セキュリティに関する具体的施策については、「情報セキュリティ戦略会議」で審議し、A社グループ全体で横断的に推進する。
- (2) 取締役および使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令および「文書管理基本規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。

(次ページに続く)

(前ページからの続き)

- (3) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役および監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
 - (4) 企業秘密については、「企業秘密管理規程」に基づき、秘密性の程度に応じて定める管理基準に従い適切に管理する。
 - (5) 個人情報については、法令および「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) リスク管理は、「リスク管理基本規程」に基づき、A社グループとして一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施する。
 - (2) 事業部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針および対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
 - (3) スタッフ部門は、その担当事項に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針および対策を決定し、リスク管理を適切に実施するとともに、担当事項に関して事業部門が行うリスク管理を全社横断的に支援する。
 - (4) 事業部門およびスタッフ部門は、自部門の業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施する。
 - (5) 内部統制推進部は、事業部門およびスタッフ部門が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整および指示を行う。
 - (6) リスク・コンプライアンス委員会は、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、A社グループのリスク管理の実施について監督する。
 - (7) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。
 - (8) 事業部門およびスタッフ部門は、A社グループの事業に関する重大なリスクを認識したときまたは重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係するスタッフ部門および内部統制推進部にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役および監査役に報告する。
 - (9) A社グループのリスク管理体制およびリスク管理の実施状況については、経営監査本部が子会社の内部監査部門と連携して監査を行う。

(次ページに続く)

(前ページからの続き)

4. 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- (1) 取締役会は、執行役員に対する大幅な権限委譲を行い、事業運営に関する迅速な意思決定および機動的な職務執行を推進する。
- (2) 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- (3) 取締役会は、A社グループの中期経営目標ならびに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
- (4) 執行役員は、取締役会で定めた中期経営目標および予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況については、執行役員、事業本部長等で構成される事業執行会議で確認し、取締役会に報告する。
- (5) 取締役および執行役員の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告する。
- (6) 執行役員その他の使用人の職務権限の行使は、「社内承認規程」および「日常業務承認基準」に基づき適正かつ効率的に行う。

5. A社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) A社は、「A社グループ経営ポリシー」を通じて、子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。
- (2) 当社は、A社グループにおける経営の健全性および効率性の向上をはかるため、各子会社について、取締役および監査役を必要に応じて派遣するとともに、A社内に主管部門を定めるとし、当該主管部門は、子会社と事業運営に関する重要な事項について情報交換および協議を行う。
- (3) A社グループにおける経営の健全性の向上および業務の適正の確保のためには必要となるときは、子会社の事業運営に関する重要な事項についてA社の承認を必要とするほか、特に重要な事項についてはA社の経営会議での審議および取締役会への付議を行う。
- (4) 経営監査本部は、子会社の内部監査部門と連携して、業務の適正性に関する子会社の監査を行う。
- (5) 監査役は、往査を含め、子会社の監査を行うとともに、A社グループにおける業務の適正の確保のため、監査に関して子会社の監査と意見交換等を行い、連携をはかる。
- (6) A社は、A社グループにおける業務の適正化および効率化の観点から、業務プロセスの改善および標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化をはかる。A社の各部門およびA社子会社は、関連するスタッフ部門の支援の下で、これを実施する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) A社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

(次ページに続く)

(前ページからの続き)

(2) A社の各部門およびA社子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務遂行を補助する監査役室を設置し、専任スタッフを配置する。当該スタッフの人事考課、異動、懲戒等については、監査役の承認を要する。
8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役および使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
 - (2) 経営監査本部長、経理部長等は、その職務の内容に応じ、月次、四半期毎その他の頻度で定期的に監査役に対する報告を行う。
 - (3) 経営監査本部長は、監査役に対して、内部者通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の運用状況につき定期的に報告し、取締役「A社グループ企業行動憲章」および「A社グループ行動規範」に違反する事実があると認める場合その他の緊急の報告が必要な場合には、直ちに報告する。
 - (4) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。
9. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
 - (2) 常勤の監査役に対しては、独立した執務室を提供する。
 - (3) 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
 - (4) 監査役は、月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換および協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

(当該民間企業のHPより抜粋)

会社法及び金融商品取引法における内部統制の目的

会社法の対象範囲 (平成18年5月施行)

主たる目的

- 会社法では、「法令等の遵守(コンプライアンス)」を最も重視している。
- ただし、「業務の効率性」の確保も考慮することが求められていると考えられる。

対象企業

- 大会社(最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が5億円以上であるか、同表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であることが要件)等

対象企業の対応

- 会社法では、いわゆる「内部統制システム」(※)の構築に関する基本方針の決定を義務付けている。
- ※ いわゆる「内部統制システム」とは、取締役の職務の執行が法令・定款に適合すること等、会社の業務の適正を確保するための体制を指す。
- ※ 判例では、取締役が善管注意義務としてリスク管理体制、すなわち内部統制を整備する義務があるとしている。
- ただし、会社法では、具体的などのような「内部統制システム」を整備していくかは明文化されておらず、経営者の裁量による「経営判断」の問題と考えられている。

内部統制の4つの目的



統制レベルの差異について

- 金融商品取引法では、「経営者による『確認書』の提出」及び「公認会計士等による内部統制監査」が求められており、また、違反に対する刑事罰も定められている。
- そのため、実質的には金融商品取引法の方が会社法より統制レベルが高いものになると考えられる。

金融商品取引法の対象範囲

(平成19年9月施行。ただし、内部統制報告制度に関する規定は、平成20年4月1日以降に開始する事業年度から適用)

主たる目的

- 金融商品取引法では、COSOフレームワークの中でも、特に「財務報告の信頼性」に焦点を当てている。

対象企業

- 上場企業、連結子会社、持分法適用会社
- ※ “アウトソーサー” も内部統制構築・整備の対象とされている。

対象企業の対応

- 金融商品取引法では、**経営者(代表取締役、代表執行役などの執行機関の代表者)**による**財務報告に係る内部統制の評価と公認会計士等による監査**を義務付けている。
- その他、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者の評価の基準・公認会計士等による検証の基準については、平成19年2月に**企業会計審議会の意見書(※)**が公表されている。
- ※ 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」

地方公共団体における内部統制の目的

3 内部統制の目的

内部統制の目的は、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、資産の保全、法令等の遵守の4つが挙げられているが、目的別に、地方公共団体に関わる意義を考えていきたい。

地方公共団体の場合は、住民の税を基本として住民サービスを実施する性格を踏まえると、地方公共団体の事務の原則である業務の有効性及び効率性の追求が重要であり、その前提として、公平性・公正性が求められることから、法令等の遵守に基づく合法性や合规性の確保がその基礎となる。また、住民サービスの財政的な裏付けとなる財務報告の信頼性や資産の保全を適切に確保することが重要となる。

およそこのような考え方が基本ではないかと思われるが、これらの目的の重要性に関する比重は、どの団体でも同一であるわけではない。団体規模や、対象とするリスクの検討結果を勘案し、地方公共団体の実情に即して、なぜ内部統制を整備・運用するのか自主的に考えることが妥当であると考えられる。いずれにしても、首長をはじめ組織的に内部統制を導入する必要性等について議論し、自主的に決定していくプロセスそのものが重要である。

(出典：『内部統制による地方公共団体の組織マネジメント改革』(平成21年3月)より抜粋)

第29次地方制度調査会「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」

(平成21年6月16日)

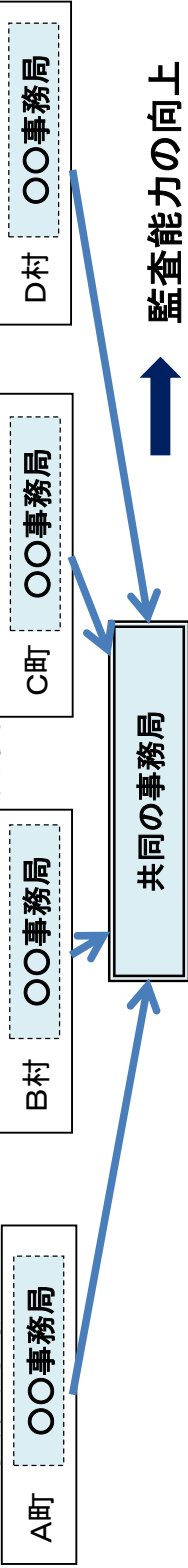
第2 監査機能の充実・強化

◎ 監査委員の選任方法と構成

- ・ 監査委員の選任方法や構成(議会選挙とし議選委員を廃止)については、引き続き検討。

◎ 監査能力の向上と実施体制の強化

- ・ 監査委員事務局の共同設置を可能とする制度改正。



◎ 監査の実効性・透明性の確保

- ・ 監査結果の報告等について、合議を要せず多数決によることができるものとし、少数意見を付記して公表。
- ・ 監査結果の報告等に対して何ら措置を講じなかった場合においても、その旨を監査委員へ理由を添えて通知。

◎ 外部監査

- ・ 包括外部監査の導入の促進のため、毎年度外部監査を受ける方式に加え、複数年度に1回受ける方式を導入。
- ・ 個別外部監査の導入に当たり必要とされている条例の制定を不要とする制度改正。

【参考資料39(本文・抄)】

「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」(抄)

(第29次地方制度調査会答申)

第2 監査機能の充実・強化

地方行政に対する住民の信頼を確保し、透明性のあるものとしていくためには、地方公共団体自らのチェック機能を高めていくことが重要であり、地方分権が推進されていく中、地方公共団体における監査機能の果たす役割はさらに増している。

一方、自律的な地域経営や財政状況の健全化が求められている中で、一部の地方公共団体において、不適正な財務処理が行われる等の問題が生じており、現行の監査委員制度や外部監査制度が十分に機能していないのではないかという指摘も見られる。

このような状況を踏まえ、地方公共団体における監査機能の一層の充実・強化を図るため、監査委員制度及び外部監査制度について、以下のような方向で見直しを行うことが必要と考えられる。

1 監査委員制度の充実・強化

監査委員制度については、これまでも独立性の強化や専門性の確保を図る観点から、識見を有する監査委員のうち当該地方公共団体の常勤職員であったいわゆるOB委員の就任制限や、条例により識見委員の定数を増加することができるものとするなどの改正が行われてきた。

地方公共団体の自主性・自律性が拡大する中で、住民の信頼の下に地方行政の適正な運営を確保していくためには、さらなる監査委員制度の充実・強化が必要となるものであり、監査委員の独立性の強化や監査の透明性の確保等について、さらに必要な改善を図るべきである。

(1) 監査委員の選任方法と構成

監査委員の独立性を強化し、適正な監査を確保する観点から、監査委員の選任方法や構成について、以下のような検討を行った。

現行制度においては、監査委員の選任方法は、長が議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから選任することとされており、また、監査委員の構成は、当該地方公共団体の常勤職員であった者は1人以内、議員のうちから選任される者は2人以内とされている。

この点について、監査を受ける立場である長が監査委員を選任しているため、監査委員の独立性が十分に確保されていないのではないかといった指摘がある。

また、議員のうちから選任されるいわゆる議選委員については、短期で交代する例が多いことや、当該地方公共団体の内部にある者であ

り、その監査が形式的になりがちではないかとの指摘がある。

このため、監査委員の選任方法を議会の選挙によることに改め、長からの監査委員の独立性を確保することが適当であるとの意見があった。さらに、議会の選挙の際の候補者の選考方法についても、地方公共団体の判断で公募ができるようにするなど選択の余地を設けるようにすべきとの意見があった。

また、その際には、長とともに議会も監査委員の監査の対象となっており、監査委員は、長からだけでなく議会からも独立した存在とする必要があることから、議選委員を廃止し、議会は当該地方公共団体の行政全般にわたって幅広い見地から執行機関をチェックするという本来の機能を果たしていくべきとの意見が多く見られた。

これに対し、特に議選委員の廃止について、適任者を選任するという観点から議員を含めて監査委員としての適性を判断したうえで選任すべきという意見や、執行機関を監視するという議会の役割にかんがみると議選委員は維持されるべきとの意見、また、監査委員の選任を議会の選挙とすることについては、慎重に検討すべきとの意見もあり、賛否両論があったところである。

さらに、議選委員を廃止しないのであれば、監査委員の構成について、現在、都道府県及び政令で定める市における議選委員は2人以内とされているが、これを1人以内とすべきという意見や、公選による監査委員の選出を可能とすべきとの意見があったところである。

現行制度の下においても、議選委員が2人以内とされている団体において議選委員を1人とすることや、条例により識見を有する委員を増やすなどの取組が行われているところであり、制度の範囲内においても、専門性を強化する観点から地域の実情に応じた取組が行われることが期待される。

また、公選により監査委員を選出することについては、監査委員に対する住民の意識が醸成される必要があるのではないか、監査委員として専門的な能力を有する人材の立候補が期待できるのかどうかなどの課題もある。

このようなことから、監査委員の選任方法や構成については、各地方公共団体における今後の行政運営や監査機能の強化のための自主的な取組の状況を踏まえつつ、監査委員を公選により選出することも含めて引き続き検討を行う必要がある。

(2) 監査能力の向上と実施体制の強化

地方分権の進展等に伴い、地方公共団体の処理すべき事務は今後さらに高度化・多様化するものと考えられる。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、地方公共団体の財政状況に関する一定の指標の整備及び公表が義務付けられることとなり、この指標の議会報告及び公表に際しては、監査委員の審査に付すこととされている。これらを踏まえ、監査委員及び監査委員事務局の一層の能力

向上が求められている。

監査能力の向上を図るためには、監査委員の専門性を高めるという見地から、弁護士、公認会計士又は税理士の資格を有する者、会計検査や監査の実務に精通している者等の積極的な登用を促進していく必要がある。その際には、行政改革の観点にも配慮しつつ、条例により識見委員の定数を増加させることも考えられる。

監査委員事務局については、現行制度上、都道府県においては設置が義務付けられており、市町村においては条例の定めるところにより置くことができることとされている。

監査体制の強化を図る上で、監査委員事務局は重要な要素であり、監査委員事務局を単独で設置することのほか共同設置することも有効であると考えられる。しかしながら、現行制度上は、共同設置を可能とする規定がなく、事務局職員を共同設置することにより対応することとなる。今後、監査委員事務局の共同設置の促進を図るためには、事務局の共同設置を可能とする制度改正が検討されるべきである。

なお、市町村に対し監査委員事務局の設置を義務付けることについては、地方公共団体の自主組織権に関する新たな制約となることから、地方分権改革推進委員会の議論において地方公共団体に対する義務付けの見直しが進められていることにも配慮し、慎重に考えるべきである。

また、監査委員事務局の職員の大部分を、長部局からの出向による職員が占めることにより、監査委員事務局の長部局からの独立性の確保が不十分となるのではないかと、監査事務に精通した職員の育成が困難となるのではないかとといった指摘がある。

この点については、監査委員事務局と他の執行機関との人事異動を制限するべきではないかといった意見もあったが、逆に優秀な人材の確保が困難となるのではないかと、特に小規模団体において人事の硬化が進むのではないかとといった懸念も拭いえない。

現行制度上、代表監査委員は事務局職員の任免権を有していることから、専門性を有する優秀な人材を確保するため、代表監査委員が外部登用を含め任命権を実質的に行使していくことが重要である。

さらに、監査委員や事務局職員の資質の向上の観点から、専門性を高めるための研修を充実していくことが必要である。

(3) 監査の実効性・透明性の確保

監査結果の報告及びこれに添えて提出できる意見についての決定は、監査の慎重な実施を期するとともに監査の社会的信頼を確保するという趣旨から、監査委員の合議によることとされている。

現行の合議による制度においては、監査結果の報告等の決定に当たっては全監査委員の意見が一致することが必要とされているため、全監査委員の意見が一致しないときには、監査結果の報告等が行われないうこととなる。

監査の実効性を高めるためには、監査結果の報告及びこれに添えて提出できる意見の決定については多数決によることができるものとし、少数意見を付記して公表することとすることが適当である。このことによつて、個々の監査委員の視点も明確となり、監査の透明性の確保にも資するものと考えられる。

また、長等は、監査結果に基づき、又は監査結果を参考として措置を講じたときは、その措置状況を監査委員へ通知し、これを監査委員が公表することとなっているが、措置を講じない場合においては、その旨を通知することとはされていない。

監査の実効性を高めるため、監査結果の報告等に対し何ら措置を講じなかった場合においても、その旨を監査委員へ理由を添えて通知することとすることが適当である。このことは、長等が、監査結果に対し説明責任を果たすことにもつながるものである。

2 外部監査制度のあり方

外部監査制度は、第25次地方制度調査会の答申に基づき、平成9年の地方自治法の一部改正により創設されたものである。この制度は、従来の監査委員制度に加えて、地方公共団体に属さない一定の資格等を有する専門家が地方公共団体との契約に基づき監査を行うことによつて監査の独立性・専門性を強化することを目的としている。

制度の創設後10年が経過し、様々な実績が積み重ねられてきたところであるが、一方で、市町村において導入が進んでいないという実態もあり、外部監査の充実・導入促進の観点から、必要な改善を図るべきである。

(1) 包括外部監査の監査方法

包括外部監査は、監査の独立性・専門性を強化する観点から、監査対象の選定を包括外部監査人のイニシアティブに委ねることとされているが、これに加え、包括外部監査人の専門性にかんがみ、決算の財務書類の監査を必ず包括外部監査人が監査する事項としてはどうかとの指摘がある。

株式会社の会計監査人は、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を監査することとされているが、地方公共団体においても、特に決算の財務書類の監査について専門性が要求される場所である。したがって、決算の財務書類を包括外部監査人の必要監査事項として義務付けることにより、監査の実効性を高めるということが考えられる。

この点については、これらの監査を包括外部監査人が行うとした場合には、業務が膨大となることに伴う費用の増加や包括外部監査人となり得る資格者が限定されること等の課題があることから、引き続き検討を行う必要がある。

(2) 外部監査の導入促進

① 包括外部監査

包括外部監査については、都道府県、指定都市及び中核市に義務付けられ、その他の市町村においては、条例により導入することができることとされている。包括外部監査を導入した地方公共団体においては、毎会計年度、包括外部監査契約を締結しなければならないものとされ、契約の期間内に少なくとも1回以上包括外部監査人による監査を受けなければならないものとされている。

現在、包括外部監査は、義務付け対象団体以外の団体では導入が進んでおらず、義務付け対象団体の範囲を拡大するべきではないかとの指摘がある。

一方、包括外部監査については、毎会計年度、必ず外部監査を受けなければならないため、財政面等で過大な負担が生じているとの意見が出されているところであり、このことが、包括外部監査の導入の支障となっているのではないかとの指摘もある。

包括外部監査の導入を促進する観点から、毎会計年度外部監査を受ける方式に加え、条例により複数年度に1回包括外部監査を受ける方式を導入することが適当である。

指定都市及び中核市以外の市町村への包括外部監査の義務付けの拡大については、今回の監査制度及び包括外部監査制度の見直しによる監査機能の充実・強化の状況や、人材の確保や財政負担等の課題も勘案し、引き続き検討を行うべきである。

② 個別外部監査

個別外部監査については、各地方公共団体の条例により任意に導入することができることとされているが、包括外部監査と同様に導入が進んでおらず、監査機能の充実の観点からは、幅広く活用されていくことが求められる。

個別外部監査には、事務監査請求、議会の請求、長の要求及び住民監査請求に基づく4種類のものがあるが、現行では、いずれも条例を定めなければ行うことができないこととされているため、住民が個別外部監査を請求しようとする場合、条例が制定されていなければ請求することができない。

住民による監視機能の充実や個別外部監査の導入を促進する見地からは、いずれの個別外部監査においても導入の前提として必要とされている条例の制定を不要とすることが適当である。

③ 小規模団体における外部監査の導入促進

小規模団体における外部監査の導入については、コストや人材の確保の課題が指摘されているが、地方公共団体の共同の外部監査組織の設置や外部監査人の有資格者に関する情報提供など外部監査人となる人材の確保を支援する方策について、今後引き続き検討して

いく必要がある。

④ 外部監査の実効性の確保

外部監査の実効性を確保するためには、地方公共団体の事務の改善につながる有効な外部監査が実施されることが重要であり、外部監査人に対して外部監査の具体的事例の紹介により情報提供を図るなどの方策が必要である。

「地方自治法抜本改正についての考え方」(平成23年1月26日)【概要】

地方行政検討会議におけるこれまでの検討を踏まえ、総務省において、現時点における地方自治法の抜本改正についての考え方を取りまとめたもの。

【項目】

1. 地方公共団体の基本構造のあり方
2. 長と議会の関係のあり方
3. 住民自治制度の拡充
 - (1) 議会のあり方の見直し
 - (2) 代表民主制を補完する直接民主制的手法の充実
4. 国と地方の係争処理のあり方
5. 基礎自治体の区分・大都市制度のあり方
6. 広域連携のあり方
7. 監査制度・財務会計制度のあり方

【基本的な考え方】

- 自らの暮らす地域のあり方について地域の住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うようにする改革が求められており、2つの観点から地方自治法のあり方を抜本的に見直す必要がある。
 - ① 住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにする。
 - ・ 地方自治法が定める国と地方の役割分担、地方自治に関する法令の立法原則等が、憲法第92条が定める「地方自治の本旨」と相まって、住民に身近な行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにする制度保障として十分に機能しているか。現行の地方自治法は、真の意味での地方自治の基本法として十分でないのではないか。
 - ② 地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにする。
 - ・ 地方自治法が定める住民自治の仕組みが、代表民主制による手法と直接民主制による手法を適切に組み合わせることによって、地域住民の多様な意見を地方公共団体の行政運営に的確かつ鋭敏に反映させられるような制度になっているか。

7. 監査制度・財務会計制度のあり方

現状・課題

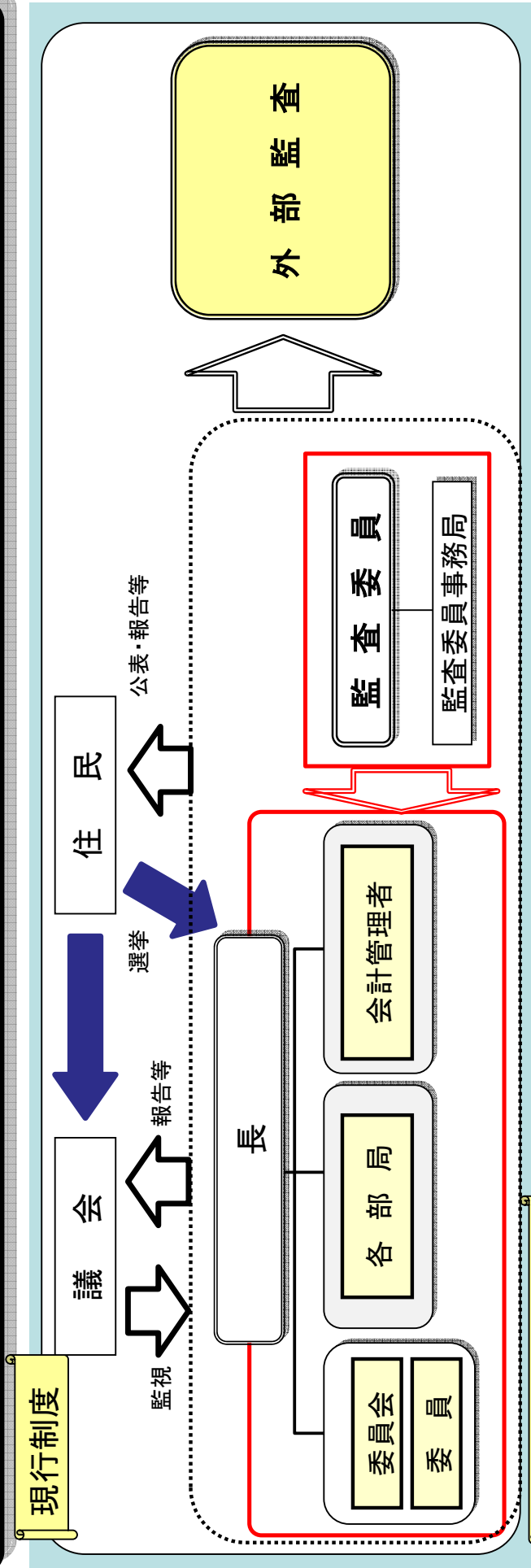
- 平成20年次からの会計検査院の検査等により、検査対象となった47都道府県・18指定都市の全てにおいて、不適正経理が判明。また、一部の地方公共団体で、不適正な決算が調製され、監査委員の審査が不十分であったため、財政状況等について不正確な情報を住民に開示。
 - 監査委員制度、外部監査制度からなる監査制度が有効に機能していない。
 - 予算単年度主義、執行の硬直性、国庫補助制度等、現行の財務会計制度にも原因があると指摘。
- 厳しい財政状況を正確かつ簡明に公開し、住民の理解を得て財政運営を行う要請が高まる。



方向性

- (1) 監査制度の見直し
 - 現行の監査委員制度・外部監査制度について、廃止を含め、ゼロベースで見直しを進め、制度化に向け、関係者の意見を聴きながら更に詳細に検討。
- (2) 財務会計制度の見直し
 - 財務会計制度については、国の制度との整合性、地方自治体の実務への影響へ配慮しつつ、具体的な方策について引き続き検討。
 - 現行の財務会計制度で、地方自治体の財務会計事務で不都合となっている実務的な問題点については検討を進め、早期に結論。

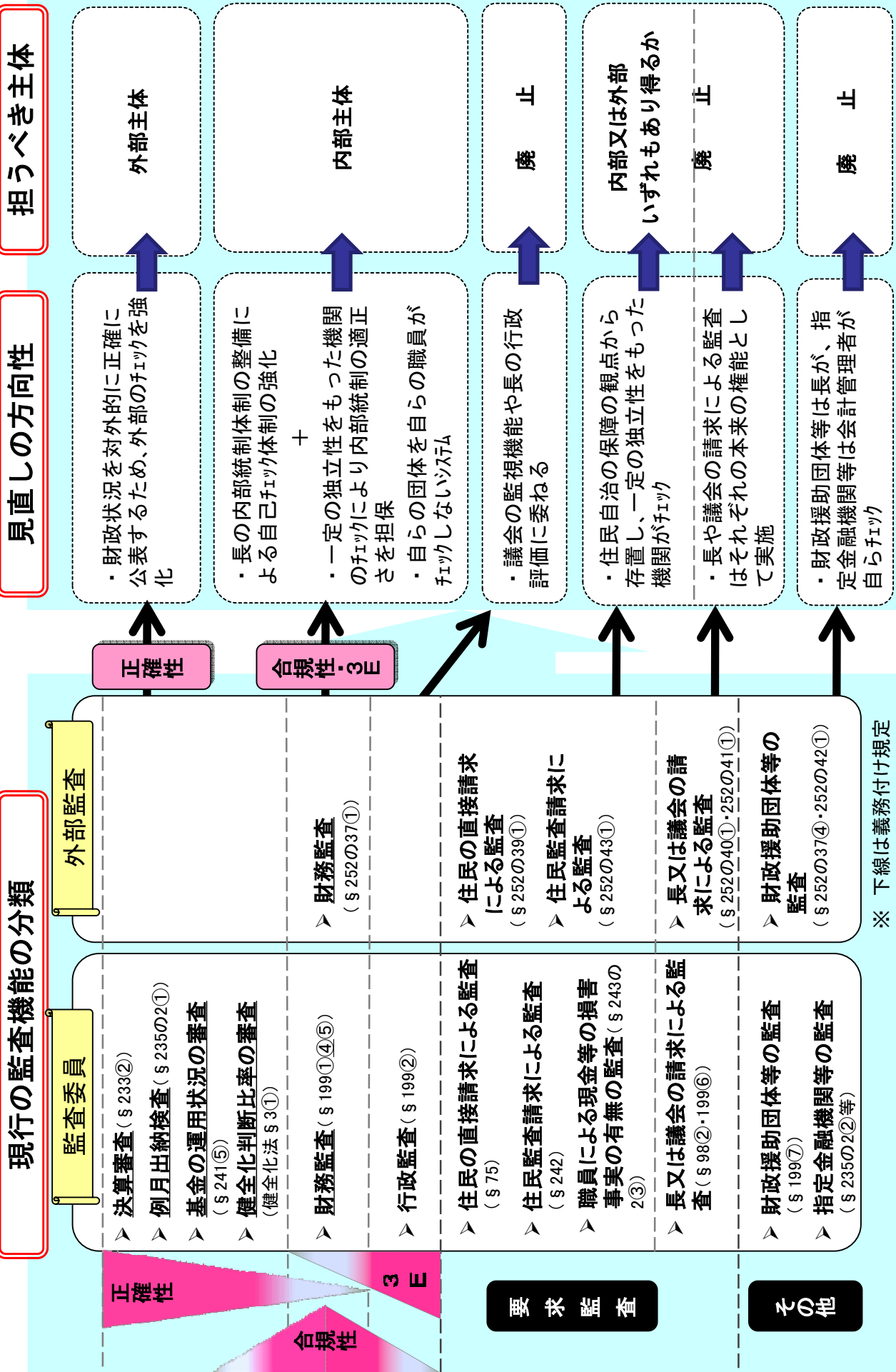
監査制度の見直しに当たっての課題等



現行制度の課題等

- 内部監査（監査委員）と外部監査（外部監査人）の監査機能が不明確
 - ・重複した監査が多数存在する。
- 内部の職員の独立性・専門性は不十分
 - ・監査委員を補助する職員は、ローテーション人事により監査対象部局と他部局との間を異動していることから、監査に関する専門的知識が不十分である。
- 現行監査委員及び外部監査人の責任が不明確
 - ・責任に係る規定が整備されていない。
- 監査基準の不存在
 - ・監査の手法がまちまち。監査基準として十分なものが存在しない。
- 外部監査人の組織性が不十分
 - ・監査人のインシアティブで特定のテーマのみを扱うことを前提とした制度のため、包括的に財務の適正を担保するための組織体制となっていない。

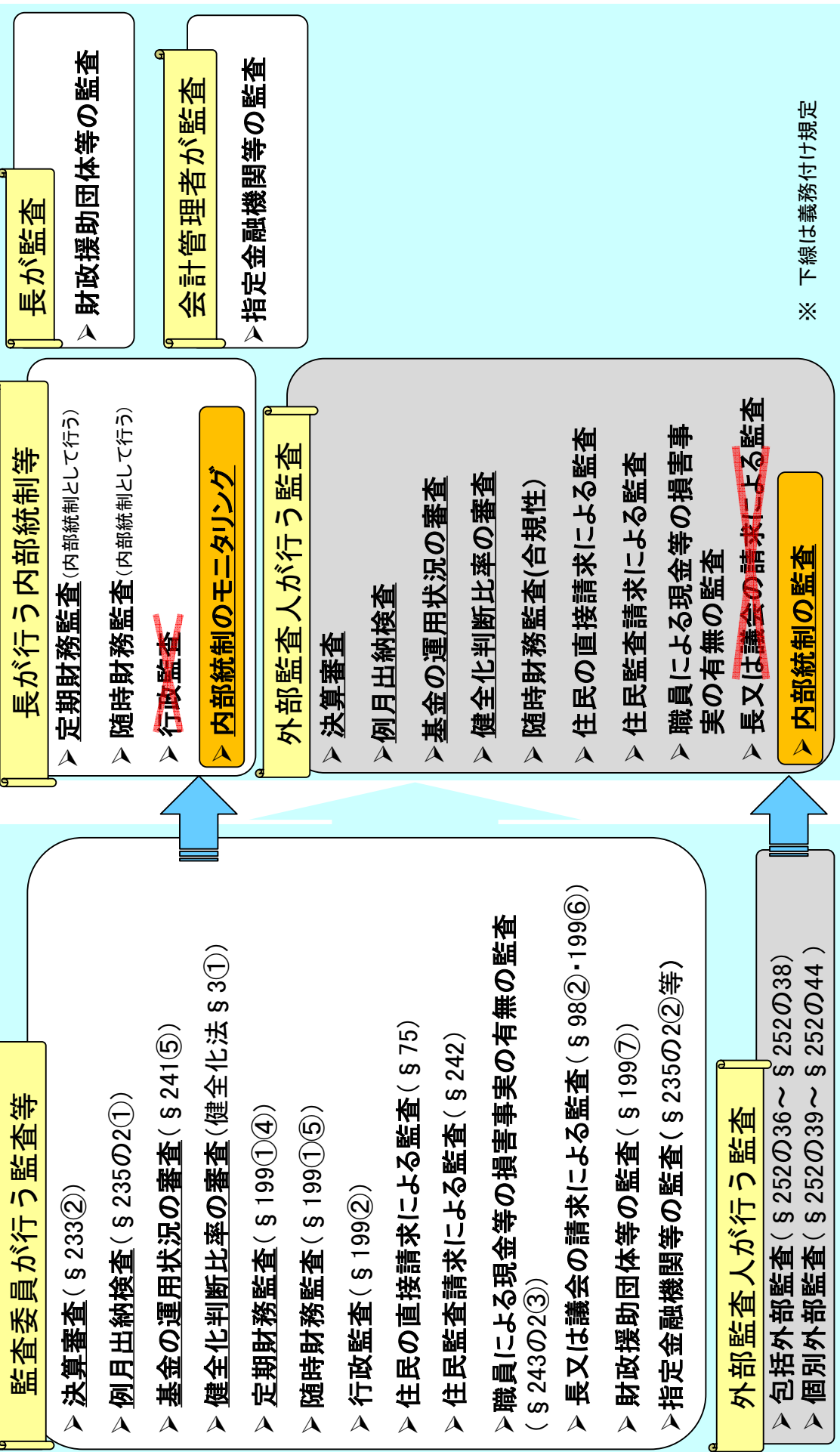
監査機能別の見直しの方向性について



※ 下線は義務付け規定

見直し案① <長の責任の明確化及び監査機能の外部化>

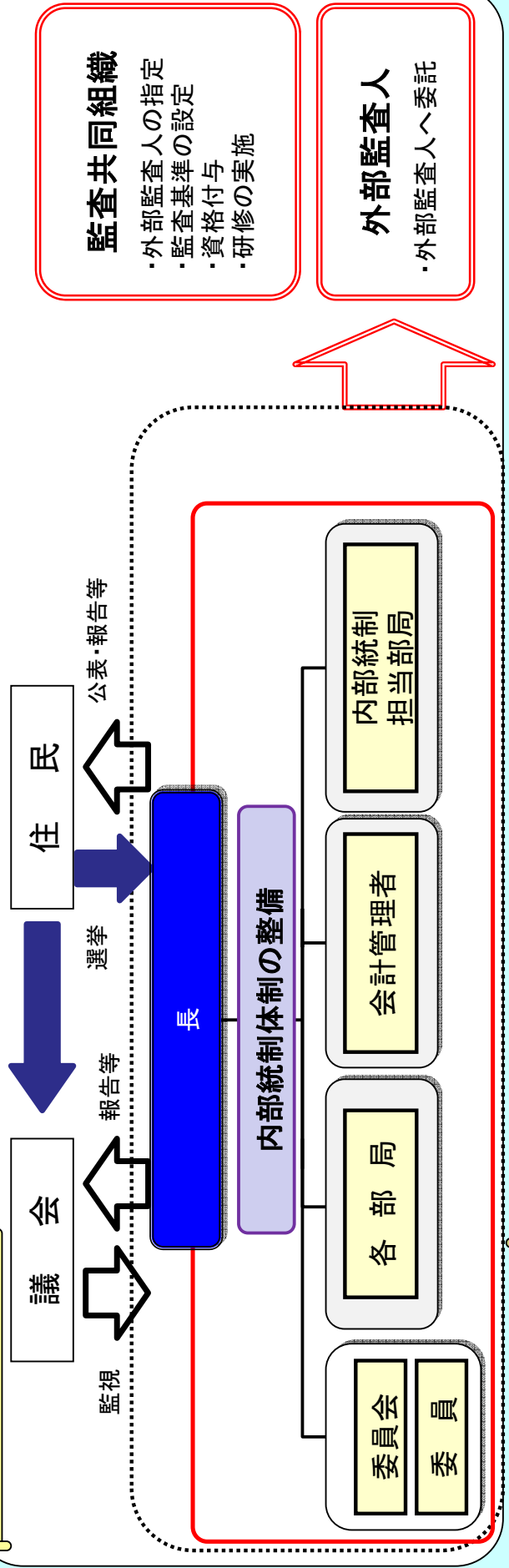
長の責任をより明確化するとともに、独立性・専門性をより高めるため、監査の外部化を進める。予算執行等については長が内部統制機能としてチェックを行い、不適正な予算執行等が発見された場合は長が責任を負う。決算等については外部監査人が監査を行い、監査後において不適正な決算処理等が発見された場合は外部監査人が責任を負う。



※ 下線は義務付け規定

見直し案①<長の責任の明確化及び監査機能の外部化>の考え方

改正案のイメージ



改正案の考え方

<内部統制体制の整備>

- 職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制システムの整備の決定等を長に義務付け、責任を明確化する。
- 長の補助機関としての内部統制担当部局が内部統制のモニタリングを行う。

<監査のあり方>

- 全国単一の監査共同組織が、外部監査人の指定、監査基準の設定、資格付与及び研修を担うこととする。
- 公益性を担保するため監査は外部化し、決算審査、健全化判断比率の審査をはじめ、要求監査及び合規性の随時監査等を外部監査人へ委託する。

見直し案②<内部と外部の監査機能の明確化>

内部の行う監査と外部の行う監査を明確化する。予算執行等については内部監査役が監査を行い、監査後において不適正な予算執行等が発見された場合は内部監査役が責任を負う。決算等については外部監査人が監査を行い、監査後において不適正な決算処理等が発見された場合は外部監査人が責任を負う。

監査委員が行う監査等

- 決算審査(§ 233②)
- 例月出納検査(§ 235の2①)
- 基金の運用状況の審査(§ 241⑤)
- 健全化判断比率の審査(健全化法 § 3①)
- 定期財務監査(§ 199①④)
- 随時財務監査(§ 199①⑤)
- 行政監査(§ 199②)
- 住民の直接請求による監査(§ 75)
- 住民監査請求による監査(§ 242)
- 職員による現金等の損害事実の有無の監査(§ 243の2③)
- 長又は議会の請求による監査(§ 98②・199⑥)
- 財政援助団体等の監査(§ 199⑦)
- 指定金融機関等の監査(§ 235の2②等)

外部監査人が行う監査

- 包括外部監査(§ 252の36～ § 252の38)
- 個別外部監査(§ 252の39～ § 252の44)

内部監査役が行う監査等

- 定期財務監査
- 随時財務監査
- ~~行政監査~~
- 住民の直接請求による監査
- 住民監査請求による監査
- 職員による現金等の損害事実の有無の監査
- 長又は~~議会の請求による監査~~

内部統制の監査

外部監査人が行う監査

- 決算審査
- 例月出納検査
- 基金の運用状況の審査
- 健全化判断比率の審査
- 随時財務監査(合規性)

長が監査

- 財政援助団体等の監査

会計管理者が監査

- 指定金融機関等の監査

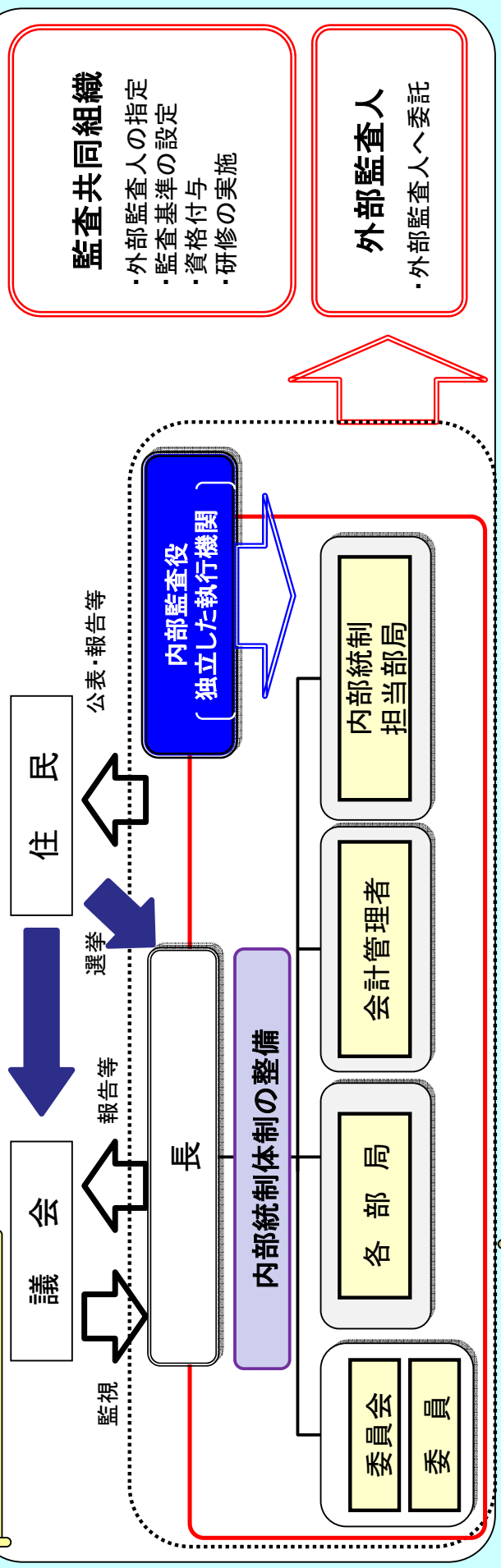
内部統制担当部局

- 内部統制のモニタリング

※ 下線は義務付け規定

見直し案② <内部と外部の監査機能の明確化> の考え方

改正案のイメージ



改正案の考え方

<内部統制体制の整備>

- ▶ 職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制システムの整備の決定等を長に義務付け、責任を明確化する。
- ▶ 長の補助機関としての内部統制担当部局が内部統制のモニタリングを行う。

<内部の監査のあり方>

- ▶ 長の補助機関である会計管理者とは別に独立した執行機関として「内部監査役（議会の同意を得て、長が任命）」を設ける。

<外部の監査のあり方>

- ▶ 全国単一の監査共同組織が、外部監査人の指定、監査基準の設定、資格付与及び研修を担うこととする。
- ▶ 決算審査、健全化判断比率の審査及び合規性の随時監査等を外部監査人へ委託する。

見直し案③<監査機能の共同化>

監査の独立性・専門性をより高めるため、地方公共団体が地方監査共同組織を設立して、監査等を共同して行う。予算執行や決算等については地方監査共同組織が監査を行い、監査後において不適正な予算執行や決算処理等が発見された場合は地方監査共同組織が責任を負う。

監査委員が行う監査等

- 決算審査(§ 233②)
- 例月出納検査(§ 235の2①)
- 基金の運用状況の審査(§ 241⑤)
- 健全化判断比率の審査(健全化法 § 3①)
- 定期財務監査(§ 199①④)
- 随時財務監査(§ 199①⑤)
- 行政監査(§ 199②)
- 住民の直接請求による監査(§ 75)
- 住民監査請求による監査(§ 242)
- 職員による現金等の損害事実の有無の監査(§ 243の2③)
- 長又は議会の請求による監査(§ 98②・199⑥)
- 財政援助団体等の監査(§ 199⑦)
- 指定金融機関等の監査(§ 235の2②等)

外部監査人が行う監査

- 包括外部監査(§ 252の36～§ 252の38)
- 個別外部監査(§ 252の39～§ 252の44)

地方監査共同組織が行う監査等

内部監査役監査の共同化

- 定期財務監査
- 随時財務監査
- ~~行政監査~~
- 住民の直接請求による監査
- 住民監査請求による監査
- 職員による現金等の損害事実の有無の監査
- 長又は議会の請求による監査

内部統制の監査

外部監査人監査の共同化

- 決算審査
- 例月出納検査
- 基金の運用状況の審査
- 健全化判断比率の審査

長が監査

- 財政援助団体等の監査

会計管理者が監査

- 指定金融機関等の監査

内部統制担当部局

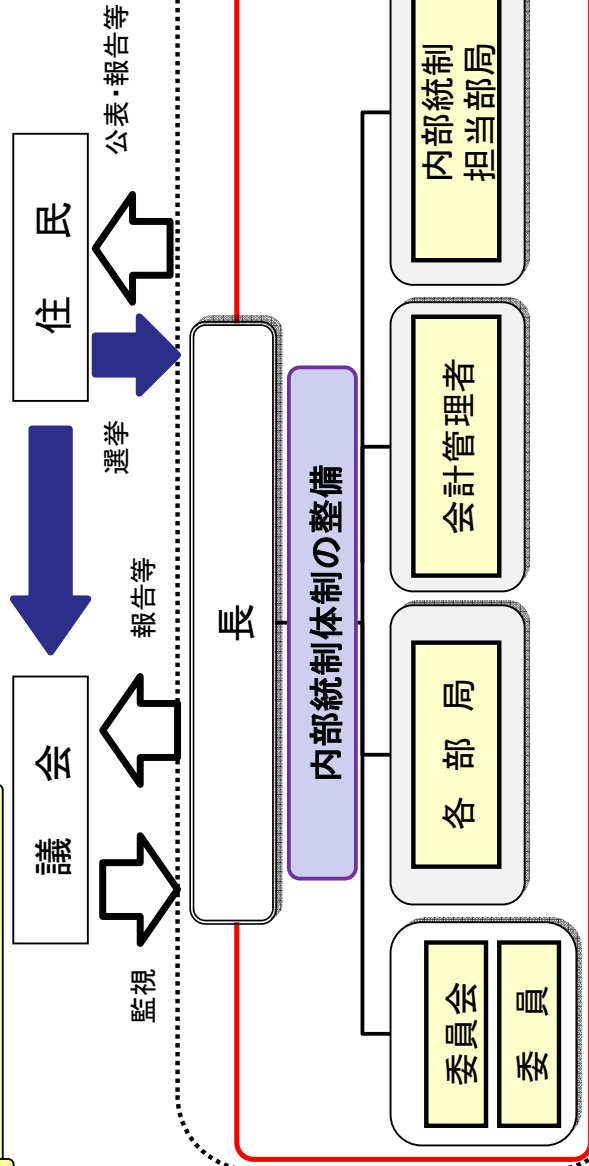
- 内部統制のモニタリング

廃止

※ 下線は義務付け規定

見直し案③<監査機能の共同化>の考え方

改正案のイメージ



監査共同組織

- ・監査基準の設定
- ・資格付与
- ・研修の実施

地方監査共同組織

[都道府県単位の構成]

改正案の考え方

<内部統制体制の整備>

- ▶ 職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制システムの整備の決定等を長に義務付け、責任を明確化する。
- ▶ 長の補助機関としての内部統制担当部局が内部統制のモニタリングを行う。

<内部監査機能の共同化のあり方>

- ▶ 複数の地方公共団体が地方監査共同組織を設立して定期監査等を行うこととし、併せて決算審査等についても共同組織において行う。
- ▶ 組織の設立の主体については、都道府県単位の構成とする。
- ▶ ※複数の都道府県が共同組織を設けることもありうる。
- ▶ 全国単一の監査共同組織が、監査基準の設定、資格付与及び研修を担うこととする。

内部統制システムについて

内部統制システム

組織内部において、違法行為や不正、ミスなどが行われることなく、組織が健全かつ有効・効率的に運営されるよう各業務で所定の基準や手続きを定め、それに基づいて管理・監視・保証を行うための一連の仕組み。

地方公共団体における内部統制のイメージ

▶ 地方自治法の整備

地方公共団体は、法令等の遵守等の目的を達成するための体制の整備等必要な措置を講じなければならない旨及び内部統制の実施状況を議会及び住民に報告・公表する旨を規定

▶ 地方公共団体における体制整備

地方公共団体は、条例等により以下の体制を構築

- 首長及び職員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制
- 職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
- リスクの管理に関する規程その他の体制
- 内部統制の整備・運用の状況に関する報告及び公表
- その他内部統制の整備・運用を行うための体制

上記の体制を構築した上で、定期的な管理職・職員に対する周知徹底や、必要なモニタリング活動の実施、ルール・体制についての適宜見直し等を行い、PDCAサイクルとして機能させ続ける

「地方自治法抜本改正についての考え方（平成22年）」（抄）

平成23年1月26日
総務省

8. 監査制度・財務会計制度の見直し

(1) 監査制度・財務会計制度をめぐる状況

(地方公共団体の行政運営の適正の確保のための諸制度)

- 地方公共団体の適正な行政運営を確保するためには、長その他の執行機関がそれぞれの判断と責任で行政運営に当たるとともに、議会が執行機関に対する監視機能を適切に行使しなければならない。
- これに加えて、地方自治法は、公正で、合理的かつ効率的な事務処理を確保するために、以下のような監査制度を設けている。
 - ・ 全ての地方公共団体に長と独立した執行機関として監査委員の設置が義務付けられ、監査委員は例月出納検査、決算審査、財務監査、行政監査等を行うものとされている。
 - ・ 一定の資格等を有する外部の専門家（外部監査人）による外部監査制度が設けられている。
- また、監査委員は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率の対象となる財政指標を審査事項としており、この財政指標のいずれかが早期健全化基準を超えた場合、個別外部監査の実施が義務付けられている。
- 一方、地方自治法は、地方公共団体の財務に関し、予算・決算、収入・支出、契約、現金・有価証券、時効及び財産について基本的なルールを定めるとともに、住民監査請求及び住民訴訟等の制度を設けている。

これは、地方公共団体の自主的な財政運営に関わる財務の事務に関して、民主的統制を保障するとともに、税を原資とする地方公共団体の財政運営についてはその財務の事務に関し特に適正かつ明確な処理を確保するためである。すなわち、財政民主主義の観点から、地方公共団体の予算に関しては議会による統制が確保される必要があり、その前提として、予算・決算制度は明確で分かり易いものであること、住民に対して財政状況等の説明責任を十分に果たすものであることを求めている。また、財務の事務のうち会計事務の適正な執行を確保するための内部牽制の仕組みとして、長の補助機関でありながら職務上独立した会計管理者を設けている。

なお、国と地方公共団体の財政運営はともに税を原資とするものであり、公金の適正な執行に対する要請は共通であること、また、国と地方公共団体の財政運営は相互に密接な関係にあることから、地方公共団体の財務会計制度は、国の制度と基本的に共通のものとなっている。

(監査制度・財務会計制度をめぐる状況)

- 会計検査院が平成20年次から平成22年次までに行った都道府県等における国庫補助事業に係る事務費等の経理の状況の検査の結果、検査対象となった47都道府県及び18指定都市の全てにおいて不適正な経理処理により需用費が支払われていたなどの事態が判明している。これを契機として、多くの地方公共団体で全庁的な調査を行った結果、不適正な経理処理が広がっている事実が明らかになった。
一部の地方公共団体においては、不適正な決算が調製され、監査委員の審査も不十分であったため、財政状況等について正確な情報が住民に十分に開示されなかったとの指摘がある。
これらを踏まえると、監査委員制度・外部監査制度からなる地方公共団体の監査制度が有効に機能しているのか疑問も多い。
- 不適正な経理処理の背景には、予算単年度主義、予算執行の硬直性、国庫補助事業の仕組み等、現行の財務会計制度がそもそも不正に陥りやすい仕組みになっていることがあるのではないかと指摘がある。
- 地方公共団体の財政状況は極めて厳しい。地方公共団体が自らの財政状況に関する情報を正確かつ簡明に公開した上で、住民の理解を得て財政運営を行う要請は従来にも増して高まっている。このような観点からも、地方自治法が定める予算・決算制度が、住民に対する財政状況等の説明責任の観点から、さらに、民主的統制の観点から十分なものであるかどうか検討することが必要である。

(2) 監査制度の見直し

① 現行制度の課題

(監査が果たすべき機能の観点からの課題)

- 地方公共団体においては、議会が執行機関に対する監視機能を有しており、また、行政評価をはじめとして、執行機関が自ら行政運営の適正を確保するための仕組みを有しているほか、監査委員と外部監査人による監査制度が設けられている。
- 政府部門における監査は、その機能に着目すると、一般に、①法令等のルールへの適合性を検証する合規性監査、②経済性、効率性、有効性等を検証する業績監査、に整理することができる。合規性監査には決算書を含む財務関係書類の正確性を検証する監査も含まれる。
- このような監査の機能を前提とすると、監査委員と外部監査人による現行の監査制度については、次のような課題を指摘することができる。
 - ・ 監査委員による監査については、例月出納検査が現金出納を対象として、決算審査が決算を対象として、ともに合規性監査として行われる。また、財務監査が財務に関する事務処理全般を対象として、行政監査が地方公共団体の事務処理全般を対象とし

て行われるが、その観点は合規性監査から業績監査まで及ぶものとされている。監査委員の法的責任については、例月出納検査、決算審査、財務監査及び行政監査のいずれについても、その職務権限が適切に行使されなかった場合に直ちに監査委員が損害賠償責任等の責任を問われることはされていない。

- ・ 外部監査人による監査については、包括外部監査は包括外部監査人自身の判断によって特定のテーマを設定して行われるが、監査委員による財務監査と同様、財務に関する事務処理全般を対象とし、その観点も同じく合規性監査から業績監査まで及んでいる。包括外部監査契約を適正に履行しなかった場合の包括外部監査人の責任は、地方公共団体に対する契約責任が基本である。
- 以上のように、複数の階層の監査主体が設けられているにもかかわらず、それぞれの監査の対象及び観点は明確に区分されていない。
- なお、株式会社においては、会社法上、取締役の職務執行全般の合規性・業績の監督を取締役相互又は取締役会が、このうち合規性の監査を監査役が、さらに財務諸表の正確性・企業会計原則準拠性の監査を外部機関である会計監査人（監査法人・公認会計士）が担っている。すなわち、監査主体によってその役割、監査の対象及び観点が明確に区分されている。また、監査主体に任務懈怠があり、これによって株式会社に損害を与えた場合には、株式会社に対して損害賠償責任を負い（会社法第423条等）、悪意・重過失等によって損害を与えた第三者にも損害賠償責任を負うこととされている（同法第429条）。

（監査委員制度の課題 ～独立性・専門性に限界～）

- 監査委員には識見委員として当該地方公共団体の職員OBが就任することも多い。監査委員の事務を補助する職員として任じられている者は、当該地方公共団体の職員として採用され、他部局等にも異動するのが一般的であり、監査を受ける立場の職員との一体性が高く、また、将来は、監査を受ける立場にもなり得る。
このような現状を見ると、現行の監査委員制度では、例えば、財務に関する事務処理の組織的・慣習的な不正行為を是正する機能を十分に発揮できないのではないかという批判がある。
- 加えて、監査の専門性という観点からは、監査委員又は監査委員の事務を補助する職員の監査に関する専門的な知識・経験が不十分であるという指摘がある。近年では、弁護士、公認会計士等を監査委員として選任する地方公共団体もあるが、監査主体を組織全体としてみたときには、やはりこのような指摘を払拭することはできない。

（外部監査制度の課題 ～専門性・組織性に限界～）

- 外部監査制度は、地方公共団体が、弁護士、公認会計士、税理士の資格を有する者等、外部の専門家（外部監査人）と契約を締結して監査を受ける制度である。これらの者の専門的知識を活用できる分野においては、地方公共団体の監査においても外部監査人として機能を発揮できる。しかしながら、不適正な経理処理の指摘を含め、地方公共団体

の財務に関する事務処理のチェックを行う上での知識・経験を当然に有しているとはいえない。

- また、外部監査制度は、個人である外部監査人が地方公共団体と契約を締結して、特定のテーマを対象として監査を行うものであり、そもそも組織として監査を行う制度にはなっていない。そのため、組織的・慣習的な不正行為の指摘も視野に入れて監査の対象を拡大することについては、限界があると考えられる。

(監査を担う人材の課題)

- 監査を担う人材という面からは、本来、地方公共団体の監査には、企業の監査とは異なる専門性が求められるにもかかわらず、我が国では、このような人材の確保の必要性は特段意識されてこなかった。これまで地方公共団体の監査に全く携わったことがなかった者が、長の任命によって監査を担い、又は監査の事務を補助することになり、実務経験の中で知見を蓄えようとしているのが現実である。個々の地方公共団体がこのような人材を独自に育成し、確保することも考えられるが、人材育成の手法、処遇の面等で限界があるのも事実である。

(監査の基準についての課題)

- 監査委員制度・外部監査制度を問わず、現行の地方公共団体の監査では、監査の観点は合規性監査や業績監査とされつつ、極めて広範囲に及ぶ監査対象に対して具体的にどのような基準に従って監査を行うのかが明確でない。監査の手法は地方公共団体によって、あるいは監査の主体によってまちまちである。一部の地方公共団体では「監査基準」が作成されているが、法的位置付けがあるわけではなく、また、これらの内容が監査基準として十分なものと言えるか疑問がある、という指摘がある。

② 見直しの考え方 ～ 廃止を含め、ゼロベースで～

(基本的な考え方)

- 地方公共団体の果たすべき役割が今後拡大していくことが見込まれる中で、その事務の適法性、効率性、有効性等をこれまで以上に確保するためには、リスクを予防し、抑制することが重要であり、その観点から、まずは地方公共団体の内部統制体制の整備を図ることが必要である。
- この内部統制体制の整備と併せて、監査委員制度や外部監査制度について見直しを検討することが必要であるが、上記の監査委員制度・外部監査制度をめぐる諸課題は、現行制度そのものに内在する課題であり、制度の運用のみでは根本的な解決が困難であると考えられる。したがって、現行の監査委員制度・外部監査制度については、廃止を含め、ゼロベースで制度を見直すこととし、次の考え方に沿って制度を再構築すべきである。

なお、再構築に当たっては、監査機能についての概念を整理した上で、監査の主体、方法等について、住民の信頼の確保と地方公共団体の行政運営の効率性の両立が図られるような制度となるように留意する必要がある。

- ・ 地方公共団体の適正な行政運営の確保は、まずは、執行機関が自らの判断と責任において行うこととし、議会が執行機関に対して監視機能を適切に行使することを引き続き基本とすべきである。
- ・ その上で、公正で、合理的かつ効率的な地方公共団体の事務処理を確保するための監視機能を適切に発揮する観点からは、地方公共団体の内部の主体が担う監査と、地方公共団体の外部の主体が担う監査を設けることとすべきである。そして、それぞれの監査主体が担う監査の対象及び観点は制度上も明確に区分される必要がある。

(内部の監査のあり方と内部統制体制の整備)

- このうち、地方公共団体の内部の主体が担う監査のあり方については、現行の監査委員制度のように、地方公共団体の内部であっても監査対象からの一定の独立性が確保されてこそ実効ある監査が確保できるという立場から、長から独立した執行機関の責任において監査を行う手法が望ましいという考え方がある。
 逆に、株式会社の監査役に取締役会への出席義務や必要な場合に意見を陳述する義務があるように、むしろ地方公共団体の内部にあつてこそ実効ある監査が確保できるという立場から、長の補助機関が監査主体となり監査を行う手法を採用すべきであるという考え方もあり得る。
- また、議員のうちから監査委員の一部を選任する現行制度は、議会による執行機関に対する監視機能の一部という側面もある。地方公共団体の監視機能は議会による執行機関の監視機能と峻別した上で制度設計するべきであるという意見、また、現行の制度に意義があるとする意見もある。
- 一方、株式会社においては、会社法及び金融商品取引法に基づき、法令等の遵守、財務報告の信頼性等を目的として内部統制の仕組みが存在しており、金融商品取引法はこの仕組みそのものを会計監査人（同法上は「監査人」）の監査の対象としている。このような内部統制体制の整備は、監査役・会計監査人による監査とは別に構築されるものであり、監査を有効に機能させる前提でもある。つまり、取締役の職務の執行の法令適合性、会社の業務の適正、財務計算に関する書類の適正等の確保は、監査役・会計監査人による監査と、内部統制体制の整備が相まって達成されると考えられる。
 地方公共団体においても同様に、事務の処理の適正の確保は、監査のみではなく、執行機関の内部に執行機関の事務の処理の適正の確保のための体制を構築し、これと相まって達成すべきであるという考え方もある。この場合、長の支出命令の適法性等を確認する権限を有する会計管理者、予算調製を担当する部局、行政評価を担当する部局等との関係も整理が必要であろう。

(外部の監査のあり方)

- 内部の監査には独立性の限界があり、これに期待できない機能については、地方公共団体の外部の主体による監査が不可欠である。
- 例えば、住民に対する財政状況等の説明責任は、議会による統制が機能するための最

低限の前提であり、決算やその前提となる財務に関する事務処理については、地方公共団体の外部の主体が担う監査によってその正確性・合規性を担保すべきという考え方がある。

また、不適正な経理処理は地方公共団体の内部統制体制の整備や内部の監査によって是正されるべきであるが、個人的・偶発的な不正行為にとどまらない組織的・慣習的な不正行為の指摘、また、内部統制体制そのものの適切な構築の担保については、外部の主体による監査が担うべきであるという考え方がある。

- 地方公共団体の外部の主体が担う監査には、監査対象からの独立性が求められることから、外部の監査主体には地方公共団体の補助機関に依存しないような体制、すなわち、組織的な外部監査体制の構築が求められる。

(監査を担う人材の確保)

- 地方公共団体の監査機能を適切に発揮するためには、監査主体のあり方とともに、監査を担う人材の確保が重要な課題である。地方公共団体の外部の監査を担う主体は、監査証拠を収集し、監査調書を体系的に作成した上で、意見を表明するための合理的な基礎を形成するという組織的な監査手法等に関する専門的な知識と、行財政制度、特に財務会計制度について必要な知識の両者を備えた人材から構成される組織が前提となる。
- そのような人材を確保するために地方公共団体の監査に必要な専門的な知識に着目して全国的に通用する資格制度を設けることのほか、複数の地方公共団体が共同して設立した機関に人材を集約する制度についても検討する必要がある。また、専門性の要請は、地方公共団体の内部の監査を担う主体、また、これを補助する職員に対しても同様であり、併せて検討することが必要である。

(監査の基準)

- 地方公共団体の外部の主体が担う監査のみならず、内部の主体が担う監査についても、監査には一定の客観性が求められるべきであり、監査に係る公正で合理的な基準を全国的に統一した形で設定し、公表すべきとの指摘があり、この点についても検討を進めることが必要である。

(見直しの方針)

- 上記のような観点に立った場合、次のような見直しの方針が考えられる。

(7) 地方公共団体の内部統制体制の整備

- (i) 地方公共団体の長は、条例の定めるところにより法令等の遵守等の目的を達成するための体制の整備等必要な措置を講ずる義務と、内部統制の実施状況を議会及び住民に報告・公表する義務があるものとし、その旨を地方自治法に規定する。
- (ii) 地方公共団体の長は、次の事項に関する体制を構築するものとする。
 - ・ 長及び職員の職務の執行が法令等に適合することを確保すること。

- ・ 長及び職員の職務の執行の業務の有効性・効率性を確保すること。
- ・ 職務の執行に関わる情報の保存・管理
- ・ リスクの管理等に関する規程の整備
- ・ 資産の保全と負債の管理の徹底
- ・ 内部統制の整備・運用の状況に関する報告・公表
- ・ その他内部統制の整備・運用に関すること。

(iii) 地方公共団体の長は、その上で、定期的な管理職・職員に対する周知徹底、必要なモニタリング活動の実施、ルール・体制についての適宜見直し等を行い、PDCAサイクルとして機能させるものとする。

(イ) 地方公共団体の内部の主体が担うべき監査と外部の主体が担うべき監査

○ 地方公共団体の内部又は外部の主体が担うべき監査は、次のような考え方に沿って区分することが考えられる。

- ・ 決算審査、例月出納検査、基金の運用状況の審査、健全化判断比率の審査については、主として正確性の観点から行われるものであることから、財政状況を対外的に正確に公表するため、外部のチェックを強化する観点から、外部主体が担う。
- ・ 財務監査については、主として合規性の観点から行われるべきものであることから、内部主体が担うことが適当であり、長の内部統制体制の整備による自己チェック体制の強化や一定の独立性をもった内部機関のチェック体制の確立によることが考えられる。
- ・ 行政監査については、議会の監視機能や長の行政評価等の類似の機能との役割分担を図る。
- ・ 要求監査のうち、事務監査請求による監査、住民監査請求による監査、職員による現金等の損害事実の有無の監査については、住民自治の保障の観点から存置することが適当であり、一定の独立性をもった機関がチェックするという観点から、内部又は外部いずれもあり得る。
- ・ 長又は議会の請求による監査については、長や議会それぞれの本来の機能として実施する。
- ・ 財政援助団体等の監査や指定金融機関等の監査については、財政援助団体等は長が、指定金融機関等は会計管理者が自らチェックする。

(具体的な制度設計案)

○ (ア)・(イ)の見直し方針を踏まえた具体的な制度設計として次の3案が考えられる(別紙2)。

見直し案1 長の責任の明確化及び監査機能の外部化

<監査機能のあり方>

- ・ 長の責任をより明確化するとともに、独立性・専門性をより高めるため、監査の外部化を進める。具体的には、予算執行等については長が内部統制機能としてチェックを行う。決算等については外部監査人が監査を行う。

<内部統制体制>

- ・ 職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制体制の整備等を長に義務付け、責任を明確化する。
- ・ 長の補助機関としての内部統制担当部局が内部統制のモニタリングを行う。

<外部監査体制>

- ・ 全国単一の監査共同組織が、外部監査人の指定、監査基準の設定、資格付与及び研修を担う。
- ・ 公信性を担保するため監査は外部化し、決算審査や健全化判断比率の審査をはじめ、要求監査及び合規性の随時監査等を外部監査人へ委託する。

見直し案2 内部と外部の監査機能の明確化

<監査機能のあり方>

- ・ 内部の行う監査と外部の行う監査を明確化する。具体的には、予算執行等については内部監査役が監査を行う。決算等については外部監査人が監査を行う。

<内部統制体制>

- ・ 職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制体制の整備等を長に義務付け、責任を明確化する。
- ・ 長の補助機関としての内部統制担当部局が内部統制のモニタリングを行う。

<内部監査体制>

- ・ 長の補助機関である会計管理者とは別に独立した執行機関として「内部監査役」（議会の同意を得て、長が任命）を設ける。

<外部監査体制>

- ・ 全国単一の監査共同組織が、外部監査人の指定、監査基準の設定、資格付与及び研修を担う。
- ・ 決算審査や健全化判断比率の審査及び合規性の随時監査等を外部監査人へ委託する。

見直し案3 監査機能の共同化

<監査機能のあり方>

- ・ 監査の独立性・専門性をより高めるため、地方公共団体が地方監査共同組織を設立して、監査等を共同して行う。予算執行や決算等については地方監査共同組織が監査を行う。

<内部統制体制>

- ・ 職員の職務執行のあり方をはじめとする内部統制体制の整備等を長に義務付け、責任を明確化する。
- ・ 長の補助機関としての内部統制担当部局が内部統制のモニタリングを行う。

<監査機能の共同化のあり方>

- ・ 複数の地方公共団体が地方監査共同組織を設立して定期監査等を行うこととし、併せて決算審査等についても共同組織において行う。
- ・ 組織の設立の主体については、都道府県単位の構成とする（複数の都道府県が共同組織を設けることもありうる）。
- ・ 全国単一の監査共同組織が、監査基準の設定、資格付与及び研修を担う。

(今後の検討の方向性)

- こうした見直しの方針及び具体的な制度設計案については、
 - ・ 独立性の確保、監査結果の品質管理、監査・公会計基準の設定及び監査目的の明確化が必要である。
 - ・ 見直し案2は規模の大きな地方公共団体に適し、見直し案3は規模の小さな地方公共団体に現実的である。
 - ・ 監査の専門性の向上のために、監査共同組織による監査関係者に対する研修が必要である。

などという意見があるものの、一方で、地方公共団体の監査関係者を中心として、

- ・ 現行の監査委員制度の運用面を充実させればよいのではないか。
- ・ 行政監査、長又は議会の請求による監査を廃止する必要はないのではないか。
- ・ 多くの監査を監査法人等に委託することや新たな組織の創設は、費用が膨大になり、国・地方を通じた行財政改革の流れに逆行するのではないか。
- ・ 財務会計制度は地方自治法等の法令で規定をされているので、統一した基準は必要ではなく、各地方公共団体のマニュアルで対応できるのではないか。
- ・ 公会計監査の専門資格を設けるということまでは必ずしも必要ないのではないか。

などという慎重な意見もある。

- (1) の状況を踏まえると、地方公共団体の監査機能の充実・強化は喫緊の課題である。具体的な制度設計の3つの案を踏まえ、制度化に向け、それぞれの監査の対象及び観点、担うべき主体とその責任のあり方を含め、関係者の意見を聞きながらさらに詳細な検討を行う。全国統一の監査基準の設定、地方公共団体の監査の専門資格制度、研修等人材の育成方策、他団体との比較に資するような監査に関する情報提供、さらにはこれらを担う主体としての監査共同組織のあり方等の課題について併せて検討を進める。

(3) 財務会計制度の見直し

(現行制度の課題)

- 地方自治法が定める予算・決算制度は、財政の民主的統制の観点から、予算の単年度主義を採用して年度を超える支出に一定の制約を課し、また、予算に款項の区分を設けてこれを超えた予算の流用を制限している。そのため、明確かつ客観的な財務処理を確保する観点から、単式簿記・現金主義による財務会計制度が組み立てられている。
- しかしながら、予算の執行に関する現行の規定は、過度に予算単年度主義にこだわっており地方公共団体に予算の無理な執行を強いているのではないかという指摘が従来からなされてきた。また、国庫補助事業については補助対象経費が不明確である、国庫補助金の交付決定以降でなければ執行ができないため短期間に無理に事業を実施し、予算執行することになりがちであるという指摘があり、こうした事情が不適正な経理処理を誘発したり、効率的かつ効果的な行政執行を阻害する一因となっているのではないかという指摘もある。
- このほか、年度開始前に入札手続きや年度末の完了確認等、会計制度が実務の実態にそぐわない点があることから、地方公共団体の責任において実態に即した適正な処理が行えるよう制度整備を図っていくべきとの提言もある。
- 現金主義を基本とする予算・決算制度については、企業会計に比べると、ストック情報を含む財務状況の開示という点には限界があるという問題意識から、発生主義を制度化する方向で現行の予算・決算制度を見直すべきという指摘がある。
- 発生主義に立った財務会計制度への移行については、説明責任をより一層果たす観点からは財務4表が不可欠であるとして積極的に考える意見がある一方、道路など売却できない行政財産の評価の問題など、発生主義の意義やその位置付けについて慎重に議論すべき、住民にわかりやすく将来負担を示すことができれば必ずしも貸借対照表である必要はないのではないかという意見もある。
- 総務省から発生主義の考え方を取り入れた財務書類の作成要領が示され、多くの地方公共団体で取組みが進められ、例えば、各地方公共団体のホームページで財政事情を見られるようになってきているが、地域の住民の判断と責任を求めるに当たって、財政状況に関する情報開示のあるべき姿について、議論を深めることが必要である。
- また、財務会計制度の見直しについては、引き続き、あるべき制度の理念と地方公共団体における適正かつ効率的な事務処理の状況について議論を行い、国の財務会計制度との整合性を踏まえつつ、検討を進めていくことが必要である。

(今後の検討の方向性)

- 現金主義を基本とする現行の予算・決算制度については、財政状況に関する情報を正確かつ簡明に地域住民に公開していく観点から、また、地方公共団体による資金調達に当たって金融機関への財務情報の提供の観点から、発生主義の考え方を取り入れた財務

4表の作成が必要という考え方がある。一方、全国一律に義務付ける必要はなく、現行の予算・決算制度を維持しつつ発生主義の考え方を取り入れた財務情報については、個々の地方公共団体がその必要性を判断し、工夫を凝らしながら提供することが望ましいという議論もある。

- これらの点を含め、財務会計制度について、国の制度との整合性を十分踏まえ、地方公共団体の実務に無用な混乱を生じないように配慮しつつ、透明性の向上と自己責任の拡大を図る観点から見直しを行い、その具体的な方策について引き続き検討していく。また、地方公共団体間の比較可能性、統計上の必要性又は統一的な監査基準による監査という観点からの課題、ICTの活用等による効率化を前提に標準化・統一化という方向を考えるべきという指摘についても配慮する必要がある。
- さらに、現行の財務会計制度については、地方公共団体の財務会計に係る事務を行う上で不都合となっている実務的な問題点があり、例えば、①私人への歳入の徴収又は収納の委託の範囲の拡大、②普通財産の信託の範囲の拡大、③入札の開札時の立ち会い者の義務付けの撤廃といった事項について検討を進め、早期に結論を得る。

【参考資料41】

参 照 条 文

1. 予算に係る参照条文

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号 抄）

（総計予算主義の原則）

第二百十条 一 会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

（予算の調製及び議決）

第二百十一条 普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。この場合において、普通地方公共団体の長は、遅くとも年度開始前、都道府県及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては三十日、その他の市及び町村にあつては二十日までに当該予算を議会に提出するようしなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める予算に関する説明書をあわせて提出しなければならない。

（継続費）

第二百十二条 普通地方公共団体の経費をもつて支弁する事件でその履行に数年度を要するものについては、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたつて支出することができる。

2 前項の規定により支出することができる経費は、これを継続費という。

（繰越明許費）

第二百十三条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

（債務負担行為）

第二百十四条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかななければならない。

（予算の内容）

第二百十五条 予算は、次の各号に掲げる事項に関する定めから成るものとする。

一 歳入歳出予算

- 二 継続費
- 三 繰越明許費
- 四 債務負担行為
- 五 地方債
- 六 一時借入金
- 七 歳出予算の各項の経費の金額の流用

(歳入歳出予算の区分)

第二百十六条 歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。

(予備費)

第二百十七条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、歳入歳出予算に予備費を計上しなければならない。ただし、特別会計にあつては、予備費を計上しないことができる。

- 2 予備費は、議会の否決した費途に充てることができない。

(補正予算、暫定予算等)

第二百十八条 普通地方公共団体の長は、予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを議会に提出することができる。

- 2 普通地方公共団体の長は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製し、これを議会に提出することができる。
- 3 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。
- 4 普通地方公共団体の長は、特別会計のうちその事業の経費を主として当該事業の経営に伴う収入をもつて充てるもので条例で定めるものについて、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費（政令で定める経費を除く。）に使用することができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

(予算の送付及び公表)

第二百十九条 普通地方公共団体の議会の議長は、予算を定める議決があつたときは、その日から三日以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により予算の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、直ちに、その要領を住民に公表しなければならない。

(予算の執行及び事故繰越し)

第二百二十条 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従つて予算の執行に関する手続を定め、これに従つて予算を執行しなければならない。

- 2 歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができない。ただし、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができる。
- 3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

(予算の執行に関する長の調査権等)

第二百二十一条 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

- 2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。
- 3 前二項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

(予算を伴う条例、規則等についての制限)

第二百二十二条 普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。

- 2 普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関は、その権限に属する事務に関する規則その他の規程の制定又は改正があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正してはならない。

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第二百三十五号 抄）

(予算に関する説明書)

第百四十四条 地方自治法第二百十一条第二項に規定する政令で定める予算に関する説明書は、次のとおりとする。

- 一 歳入歳出予算の各項の内容を明らかにした歳入歳出予算事項別明細書及び給与費の内訳を明らかにした給与費明細書
 - 二 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書
 - 三 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書
 - 四 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書
 - 五 その他予算の内容を明らかにするため必要な書類
- 2 前項第一号から第四号までに規定する書類の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

(継続費)

第百四十五条 継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終わらなかつたものは、当該継続費の継続年度の終わりまで通次繰り越して使用することができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、翌年度の五月三十一日までに継続費繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度（継続費に係る歳出予算の金額のうち法第二百二十条第三項ただし書の規定により翌年度に繰り越したのものがある場合には、その繰り越された年度）が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第二百三十三条第五項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。
- 3 継続費繰越計算書及び継続費精算報告書の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

(繰越明許費)

第百四十六条 地方自治法第二百十三条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の五月三十一日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。
- 3 繰越計算書の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

(歳入歳出予算の款項の区分及び予算の調製の様式)

第百四十七条 歳入歳出予算の款項の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。

- 2 予算の調製の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

(会計年度経過後の予算の補正の禁止)

第百四十八条 予算は、会計年度経過後においては、これを補正することができない。

(弾力条項の適用できない経費)

第百四十九条 地方自治法第二百十八条第四項に規定する政令で定める経費は、職員の給料とする。

(予算の執行及び事故繰越し)

第百五十条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。

- 一 予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため必要な計画を定めること。
 - 二 定期又は臨時に歳出予算の配当を行なうこと。
 - 三 歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること。
- 2 前項第三号の目節の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。
- 3 第百四十六条の規定は、地方自治法第二百二十条第三項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

(予算が成立したとき等の通知)

第百五十一条 普通地方公共団体の長は、予算が成立したとき、歳出予算を配当したとき、予備費を充当したとき、又は地方自治法第二百二十条第二項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用したときは、直ちにこれを会計管理者に通知しなければならない。

(普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲)

第百五十二条 地方自治法第二百二十一条第三項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

- 一 当該普通地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人
 - 二 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社
 - 三 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの
- 2 当該普通地方公共団体及び一又は二以上の前項第二号に掲げる法人（この項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、同号に掲げる法人とみなす。
- 3 当該普通地方公共団体及び一又は二以上の第一項第二号に掲げる法人（前項の規定に

より同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。)が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、第一項第三号に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とみなす。

- 4 地方自治法第二百二十一条第三項に規定する普通地方公共団体がその者のために債務を負担している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。
 - 一 当該普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一に相当する額以上の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社
 - 二 当該普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一に相当する額以上二分の一に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの
- 5 地方自治法第二百二十一条第三項に規定する普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が受益権を有する不動産の信託とする。

○地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）

第十四条 予算の調製の様式は、別記のとおりとする。

第十五条 歳入歳出予算の款項の区分並びに目及び歳入予算に係る節の区分は、別記のとおりとする。

2 歳出予算に係る節の区分は、別記のとおり定めなければならない。

第十五条の二 予算に関する説明書の様式は、別記のとおりとする。

第十五条の三 継続費繰越計算書及び継続費精算報告書の様式は、別記のとおりとする。

第十五条の四 繰越明許費繰越計算書の様式は、別記のとおりとする。

第十五条の五 事故繰越し繰越計算書の様式は、別記のとおりとする。ただし、継続費に係る地方自治法第二百二十条第三項ただし書の規定による繰越しにあつては、第十五条の三の継続費繰越計算書の様式によるものとする。

2. 決算に係る参照条文

○地方自治法（抄）

（決算）

第二百三十三条 会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後三箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。
- 4 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 5 普通地方公共団体の長は、第三項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。
- 6 普通地方公共団体の長は、第三項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

（歳計剰余金の処分）

第二百三十三条之二 各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。ただし、条例の定めるところにより、又は普通地方公共団体の議会の議決により、剰余金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。

○地方自治法施行令（抄）

（決算）

第百六十六条 普通地方公共団体の決算は、歳入歳出予算についてこれを調製しなければならない。

- 2 地方自治法第二百三十三条第一項及び第五項に規定する政令で定める書類は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書とする。
- 3 決算の調製の様式及び前項に規定する書類の様式は、総務省令で定める様式を基準としなければならない。

○地方自治法施行規則（抄）

第十六条 決算の調製の様式は、別記のとおりとする。

3. 監査委員に係る参照条文

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号 抄）

第五款 監査委員

第百九十五条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

- 2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては四人とし、その他の市及び町村にあつては二人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

第百九十六条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあつては二人又は一人、その他の市及び町村にあつては一人とするものとする。

- 2 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が二人以上である普通地方公共団体にあつては、少なくともその数から一を減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。
- 3 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。
- 4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。
- 5 都道府県及び政令で定める市にあつては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。

第百九十七条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては四年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

第百九十七条の二 普通地方公共団体の長は、監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。

- 2 監査委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

第百九十八条 監査委員は、退職しようとするときは、普通地方公共団体の長の承認を得なければならない。

第百九十八条の二 普通地方公共団体の長又は副知事若しくは副市町村長と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、監査委員となることができない。

2 監査委員は、前項に規定する関係が生じたときは、その職を失う。

第百九十八条の三 監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない。

2 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第百九十九条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

3 監査委員は、第一項又は前項の規定による監査をするに当たっては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。

4 監査委員は、毎会計年度少くとも一回以上期日を定めて第一項の規定による監査をしなければならない。

5 監査委員は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第一項の規定による監査をすることができる。

6 監査委員は、当該普通地方公共団体の長から当該普通地方公共団体の事務の執行に関し監査の要求があつたときは、その要求に係る事項について監査をしなければならない。

7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

8 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

9 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び

長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

- 10 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。
- 11 第九項の規定による監査の結果に関する報告の決定又は前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 12 監査委員から監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

第百九十九条の二 監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。

第百九十九条の三 監査委員は、その定数が三人以上の場合にあつては識見を有する者のうちから選任される監査委員の一人を、二人の場合にあつては識見を有する者のうちから選任される監査委員を代表監査委員としなければならない。

- 2 代表監査委員は、監査委員に関する庶務及び次項又は第二百四十二条の三第五項に規定する訴訟に関する事務を処理する。
- 3 代表監査委員又は監査委員の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、代表監査委員が当該普通地方公共団体を代表する。
- 4 代表監査委員に事故があるとき、又は代表監査委員が欠けたときは、監査委員の定数が三人以上の場合にあつては代表監査委員の指定する監査委員が、二人の場合にあつては他の監査委員がその職務を代理する。

第二百条 都道府県の監査委員に事務局を置く。

- 2 市町村の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。
- 3 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。
- 4 事務局を置かない市町村の監査委員の事務を補助させるため書記その他の職員を置く。
- 5 事務局長、書記その他の職員は、代表監査委員がこれを任免する。
- 6 事務局長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。
- 7 事務局長は監査委員の命を受け、書記その他の職員又は第八十条の三の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ監査委員に関する事務に従事する。

第二百一条 第四百一条第一項、第五十四条、第五十九条、第六十四条及び第六十六条第一項の規定は監査委員に、第五十三条第一項の規定は代表監査委員に、第七十二条第四項の規定は監査委員の事務局長、書記その他の職員にこれを準用する。

第二百二条 この法律及びこれに基く政令に規定するものを除く外、監査委員に関し必要な事項は、条例でこれを定める。

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号 抄）

第三款 監査委員

第四百十条の二 地方自治法第九十五条第二項に規定する政令で定める市は、人口二十五万以上の市とする。

第四百十条の三 地方自治法第九十六条第二項に規定する当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものは、当該普通地方公共団体の常勤の職員（同条第四項に規定する監査委員を除くものとし、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）第一条の規定による改正前の地方自治法 附則第八条の規定により官吏とされていた職員及び警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官を含む。）及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員とする。

第四百十条の四 地方自治法第九十六条第五項に規定する政令で定める市は、人口二十五万以上の市とする。

第四百十条の五 第二百一条の四第一項の規定は、地方自治法第九十九条第二項に規定する労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものについて準用する。

2 第二百一条の四第二項の規定は、地方自治法第九十九条第二項に規定する監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものについて準用する。この場合において、第二百一条の四第二項中「検査」とあるのは、「監査」と読み替えるものとする。

第四百十条の六 地方自治法第九十九条第二項の規定による監査の実施に当たっては、同条第三項の規定によるほか、同条第二項に規定する事務の執行が法令の定めるところに従って適正に行われているかどうかについて、適時に監査を行わなければならない。

第四百十条の七 地方自治法第九十九条第七項 後段に規定する当該普通地方公共団体が

出資しているもので政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人とする。

- 2 当該普通地方公共団体及び一又は二以上の第二百五十二条第一項第二号に掲げる法人（同条第二項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人は、前項に規定する法人とみなす。
- 3 地方自治法第九十九条第七項後段に規定する当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が受益権を有する不動産の信託とする。

第四百十一条 第二百三条、第二百四条、第二百八条、第三十条及び第三十一条の規定は、監査委員にこれを準用する。ただし、第二百三条第二項中「副知事又は副市町村長」とあるのは、「監査委員の一人」と読み替えるものとする。

4. 外部監査に係る参照条文

○地方自治法（抄）

第十三章 外部監査契約に基づく監査

第一節 通則

（外部監査契約）

第二百五十二条の二十七 この法律において「外部監査契約」とは、包括外部監査契約及び個別外部監査契約をいう。

2 この法律において「包括外部監査契約」とは、第二百五十二条の三十六第一項各号に掲げる普通地方公共団体が、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため、この法律の定めるところにより、次条第一項又は第二項に規定する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、毎会計年度、当該監査を行う者と締結するものをいう。

3 この法律において「個別外部監査契約」とは、次の各号に掲げる普通地方公共団体が、当該各号に掲げる請求又は要求があつた場合において、この法律の定めるところにより、当該請求又は要求に係る事項について次条第一項又は第二項に規定する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、当該監査を行う者と締結するものをいう。

一 第二百五十二条の三十九第一項に規定する普通地方公共団体 第七十五条第一項の請求

二 第二百五十二条の四十第一項に規定する普通地方公共団体 第九十八条第二項の請求

三 第二百五十二条の四十一第一項に規定する普通地方公共団体 第九十九条第六項の要求

四 第二百五十二条の四十二第一項に規定する普通地方公共団体 第九十九条第七項の要求

五 第二百五十二条の四十三第一項に規定する普通地方公共団体 第二百四十二条第一項の請求

（外部監査契約を締結できる者）

第二百五十二条の二十八 普通地方公共団体が外部監査契約を締結できる者は、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）

二 公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む。）

三 国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体に

において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者であつて、監査に関する実務に精通しているものとして政令で定めるもの

- 2 普通地方公共団体は、外部監査契約を円滑に締結し又はその適正な履行を確保するため必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の識見を有する者であつて税理士（税理士となる資格を有する者を含む。）であるものと外部監査契約を締結することができる。
- 3 前二項の規定にかかわらず、普通地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する者と外部監査契約を締結してはならない。
 - 一 成年被後見人又は被保佐人
 - 二 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの
 - 三 破産者であつて復権を得ない者
 - 四 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）又は地方公務員法の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
 - 五 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）又は税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消又は税理士の業務の禁止の処分を受けた者でこれらの処分を受けた日から三年を経過しないもの（これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。）
 - 六 懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの
 - 七 当該普通地方公共団体の議会の議員
 - 八 当該普通地方公共団体の職員
 - 九 当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものであつた者
 - 十 当該普通地方公共団体の長、副知事若しくは副市町村長、会計管理者又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者
 - 十一 当該普通地方公共団体に対し請負（外部監査契約に基づくものを除く。）をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人

（特定の事件についての監査の制限）

第二百五十二条の二十九 包括外部監査人（普通地方公共団体と包括外部監査契約を締結し、かつ、包括外部監査契約の期間（包括外部監査契約に基づく監査を行い、監査の結果に関する報告を提出すべき期間をいう。以下本章において同じ。）内にある者をいう。以下本章において同じ。）又は個別外部監査人（普通地方公共団体と個別外部監査契約を締結し、かつ、個別外部監査契約の期間（個別外部監査契約に基づく監査を行い、監査の結果に関する報告を提出すべき期間をいう。以下本章において同じ。）内にある者をいう。以下本章において同じ。）は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。

(監査の実施に伴う外部監査人と監査委員相互間の配慮)

第二百五十二条の三十 外部監査人（包括外部監査人及び個別外部監査人をいう。以下本章において同じ。）は、監査を実施するに当たっては、監査委員にその旨を通知する等相互の連絡を図るとともに、監査委員の監査の実施に支障を来さないよう配慮しなければならない。

- 2 監査委員は、監査を実施するに当たっては、外部監査人の監査の実施に支障を来さないよう配慮しなければならない。

(監査の実施に伴う外部監査人の義務)

第二百五十二条の三十一 外部監査人は、外部監査契約の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、誠実に監査を行う義務を負う。

- 2 外部監査人は、外部監査契約の履行に当たっては、常に公正不偏の態度を保持し、自らの判断と責任において監査をしなければならない。
- 3 外部監査人は、監査の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。外部監査人でなくなつた後であつても、同様とする。
- 4 前項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 5 外部監査人は、監査の事務に関しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(外部監査人の監査の事務の補助)

第二百五十二条の三十二 外部監査人は、監査の事務を他の者に補助させることができる。この場合においては、外部監査人は、政令の定めるところにより、あらかじめ監査委員に協議しなければならない。

- 2 監査委員は、前項の規定による協議が調つた場合には、直ちに当該監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間を告示しなければならない。
- 3 第一項の規定による協議は、監査委員の合議によるものとする。
- 4 外部監査人は、監査が適正かつ円滑に行われるよう外部監査人補助者（第二項の規定により外部監査人の監査の事務を補助する者として告示された者であつて、かつ、外部監査人の監査の事務を補助できる期間内にあるものをいう。以下本条において同じ。）を監督しなければならない。
- 5 外部監査人補助者は、外部監査人の監査の事務を補助したことにに関して知り得た秘密を漏らしてはならない。外部監査人補助者でなくなつた後であつても、同様とする。
- 6 前項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 7 外部監査人補助者は、外部監査人の監査の事務の補助に関しては、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 8 外部監査人は、第二項の規定により告示された者に監査の事務を補助させる必要がなくなつたときは、速やかに、その旨を監査委員に通知しなければならない。
- 9 前項の通知があつたときは、監査委員は、速やかに、当該通知があつた者の氏名及び

住所並びにその者が外部監査人を補助する者でなくなつたことを告示しなければならない。

- 10 前項の規定による告示があつたときは、当該告示された者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間は終了する。

(外部監査人の監査への協力)

第二百五十二条の三十三 普通地方公共団体が外部監査人の監査を受けるに当たっては、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員は、外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならない。

- 2 代表監査委員は、外部監査人の求めに応じ、監査委員の監査の事務に支障のない範囲内において、監査委員の事務局長、書記その他の職員又は第一百八十条の三の規定による職員を外部監査人の監査の事務に協力させることができる。

(議会による説明の要求又は意見の陳述)

第二百五十二条の三十四 普通地方公共団体の議会は、外部監査人の監査に関し必要があると認めるときは、外部監査人又は外部監査人であつた者の説明を求めることができる。

- 2 普通地方公共団体の議会は、外部監査人の監査に関し必要があると認めるときは、外部監査人に対し意見を述べるることができる。

(外部監査契約の解除)

第二百五十二条の三十五 普通地方公共団体の長は、外部監査人が第二百五十二条の二十八第一項各号のいずれにも該当しなくなつたとき（同条第二項の規定により外部監査契約が締結された場合にあっては、税理士（税理士となる資格を有する者を含む。）でなくなつたとき）、又は同条第三項各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該外部監査人と締結している外部監査契約を解除しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、外部監査人が心身の故障のため監査の遂行に堪えないと認めるとき、外部監査人にこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又は外部監査契約に係る義務に違反する行為があると認めるときその他外部監査人と外部監査契約を締結していることが著しく不相当と認めるときは、外部監査契約を解除することができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、その意見を付けて議会の同意を得なければならない。
- 3 外部監査人が、外部監査契約を解除しようとするときは、普通地方公共団体の長の同意を得なければならない。この場合においては、当該普通地方公共団体の長は、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。
- 4 前二項の規定による意見は、監査委員の合議によるものとする。
- 5 普通地方公共団体の長は、第一項若しくは第二項の規定により外部監査契約を解除したとき、又は第三項の規定により外部監査契約を解除されたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、遅滞なく、新たに外部監査契約を締結しなければならない。
- 6 外部監査契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

第二節 包括外部監査契約に基づく監査

(包括外部監査契約の締結)

第二百五十二条の三十六 次に掲げる普通地方公共団体（以下「包括外部監査対象団体」という。）の長は、政令の定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

- 一 都道府県
 - 二 政令で定める市
 - 三 前号に掲げる市以外の市又は町村で、契約に基づく監査を受けることを条例により定めたもの
- 2 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
 - 3 第一項の規定により包括外部監査契約を締結する場合において、包括外部監査対象団体は、連続して四回、同一の者と包括外部監査契約を締結してはならない。
 - 4 包括外部監査契約には、次に掲げる事項について定めなければならない。
 - 一 包括外部監査契約の期間の始期
 - 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
 - 三 前二号に掲げる事項のほか、包括外部監査契約に基づく監査のために必要な事項として政令で定めるもの
 - 5 包括外部監査対象団体の長は、包括外部監査契約を締結したときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項その他政令で定める事項を直ちに告示しなければならない。
 - 6 包括外部監査契約の期間の終期は、包括外部監査契約に基づく監査を行うべき会計年度の末日とする。
 - 7 包括外部監査対象団体は、包括外部監査契約の期間を十分に確保するよう努めなければならない。

(包括外部監査人の監査)

第二百五十二条の三十七 包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。

- 2 包括外部監査人は、前項の規定による監査をするに当たっては、当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうか、特に、意を用いなければならない。
- 3 包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に少なくとも一回以上第一項の規定による監査をしなければならない。
- 4 包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他

の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて、包括外部監査人が必要であると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。

- 5 包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

第二百五十二条の三十八 包括外部監査人は、監査のため必要であると認めるときは、監査委員と協議して、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人の帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

- 2 包括外部監査人は、監査の結果に基づいて必要であると認めるときは、当該包括外部監査対象団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。
- 3 監査委員は、前条第五項の規定により監査の結果に関する報告の提出があつたときは、これを公表しなければならない。
- 4 監査委員は、包括外部監査人の監査の結果に関し必要であると認めるときは、当該包括外部監査対象団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員にその意見を提出することができる。
- 5 第一項の規定による協議又は前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 6 前条第五項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

第三節 個別外部監査契約に基づく監査

(第七十五条の規定による監査の特例)

第二百五十二条の三十九 第七十五条第一項の請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団

体の同項の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、同項の請求をする場合において、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

- 2 前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第七十五条第一項の請求（以下本条において「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」という。）については、第七十五条第二項から第四項までの規定は、適用しない。
- 3 事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求があつたときは、監査委員は、直ちに、政令の定めるところにより、請求の要旨を公表するとともに、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについての意見を付けて、その旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。
- 4 前項の規定による通知があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、当該通知があつた日から二十日以内に議会を招集し、同項の規定による監査委員の意見を付けて、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて、議会に付議し、その結果を監査委員に通知しなければならない。
- 5 事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて議会の議決を経た場合においては、当該普通地方公共団体の長は、政令の定めるところにより、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る事項についての個別外部監査契約を一の者と締結しなければならない。
- 6 前項の個別外部監査契約を締結する場合においては、当該普通地方公共団体の長は、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- 7 第三項又は前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 8 第五項の個別外部監査契約には、次に掲げる事項について定めなければならない。
 - 一 事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る事項
 - 二 個別外部監査契約の期間
 - 三 個別外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
 - 四 前三号に掲げる事項のほか、個別外部監査契約に基づく監査のために必要な事項として政令で定めるもの
- 9 普通地方公共団体の長は、第五項の個別外部監査契約を締結したときは、前項第一号から第三号までに掲げる事項その他政令で定める事項を直ちに告示しなければならない。
- 10 包括外部監査対象団体の長が、第五項の個別外部監査契約を当該包括外部監査対象団体の包括外部監査人と締結するときは、第六項の規定は、適用しない。この場合においては、当該個別外部監査契約は、個別外部監査契約の期間が当該包括外部監査対象団体が締結している包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間を超えないものであり、かつ、個別外部監査契約を締結した者に支払うべき費用の額の算定方法が当該包括外部監査契約で定める包括外部監査契約を締結した者に支払うべき費用の額の算定方法に準じたものでなければならない。
- 11 前項の規定により第五項の個別外部監査契約を締結した包括外部監査対象団体の長

は、その旨を議会に報告しなければならない。

- 1 2 第五項の個別外部監査契約を締結した者は、当該個別外部監査契約で定める個別外部監査契約の期間内に、事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る事項につき監査し、かつ、監査の結果に関する報告を決定するとともに、これを当該個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。
- 1 3 監査委員は、前項の規定により監査の結果に関する報告の提出があつたときは、これを当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る代表者に送付し、かつ、公表しなければならない。
- 1 4 前条第一項、第二項及び第四項から第六項までの規定は、事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る事項についての個別外部監査人の監査について準用する。この場合において、同条第二項及び第四項中「包括外部監査対象団体」とあるのは「個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体」と、同条第六項中「前条第五項」とあるのは「次条第十二項」と、「包括外部監査対象団体」とあるのは「個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体」と読み替えるものとする。
- 1 5 事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて、議会がこれを否決したときは、当該事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求は、初めから第一項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められていない第七十五条第一項の請求であつたものとみなして、同条第三項及び第四項の規定を適用する。

(第九十八条第二項の規定による監査の特例)

- 第二百五十二条の四十 第九十八条第二項の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の議会は、同項の請求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。
- 2 前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第九十八条第二項の請求（以下本条において「議会からの個別外部監査の請求」という。）については、監査委員は、当該議会からの個別外部監査の請求に係る事項についての監査及び監査の結果に関する報告は行わない。
 - 3 議会からの個別外部監査の請求があつたときは、監査委員は、直ちにその旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。
 - 4 前条第五項から第十一項までの規定は、前項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、同条第五項中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて議会の議決を経た」とあるのは「次条第三項の規定による通知があつた」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る」とあるのは「同条第二項に規定する議会

からの個別外部監査の請求に係る」と、同条第七項中「第三項」とあるのは「次条第一項」と、同条第八項第一号中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「次条第二項に規定する議会からの個別外部監査の請求」と読み替えるものとする。

- 5 前項において準用する前条第五項の個別外部監査契約を締結した者は、当該個別外部監査契約で定める個別外部監査契約の期間内に、議会からの個別外部監査の請求に係る事項につき監査しなければならない。
- 6 第百九十九条第二項後段、第二百五十二条の三十七第五項及び第二百五十二条の三十八の規定は、議会からの個別外部監査の請求に係る事項についての個別外部監査人の監査について準用する。この場合において、第二百五十二条の三十七第五項並びに第二百五十二条の三十八第二項、第四項及び第六項中「包括外部監査対象団体」とあるのは、「個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体」と読み替えるものとする。

(第百九十九条第六項の規定による監査の特例)

第二百五十二条の四十一 第百九十九条第六項の要求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の長は、同項の要求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

- 2 前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第百九十九条第六項の要求（以下本条において「長からの個別外部監査の要求」という。）については、同項の規定にかかわらず、監査委員は、当該長からの個別外部監査の要求に係る事項についての監査は行わない。
- 3 長からの個別外部監査の要求があつたときは、監査委員は、直ちに、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについての意見を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。
- 4 第二百五十二条の三十九第四項から第十一項までの規定は、前項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは「第二百五十二条の四十一第三項」と、「長は、当該通知があつた日から二十日以内に議会を招集し」とあるのは「長は」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「同条第二項に規定する長からの個別外部監査の要求」と、「付議し、その結果を監査委員に通知しなければならない」とあるのは「付議しなければならない」と、同条第五項中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について」とあるのは「第二百五十二条の四十一第二項に規定する長からの個別外部監査の要求について」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る」とあるのは「同項に規定する長からの個別外部監査の要求に係る」と、同条第七項中「第三項」とあるのは「第二百五十二条の四十一第三項」と、同条第八項第一号中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「第二百五十二条の四十一第二項に規定する長からの個別外部監査の要求」と読み替えるものとする。
- 5 前項において準用する第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約を締結した者は、当該個別外部監査契約で定める個別外部監査契約の期間内に、長からの個別外部

監査の要求に係る事項につき監査しなければならない。

- 6 第二百五十二条の三十七第五項及び第二百五十二条の三十八の規定は、長からの個別外部監査の要求に係る事項についての個別外部監査人の監査について準用する。この場合において、第二百五十二条の三十七第五項並びに第二百五十二条の三十八第二項、第四項及び第六項中「包括外部監査対象団体」とあるのは、「個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体」と読み替えるものとする。

(第百九十九条第七項の規定による監査の特例)

- 第二百五十二条の四十二 普通地方公共団体が第百九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、普通地方公共団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、普通地方公共団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについての第百九十九条第七項の要求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の長は、同項の要求をする場合において、特に必要があると認めるときは、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。
- 2 前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第百九十九条第七項の要求（以下本条において「財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求」という。）については、同項の規定にかかわらず、監査委員は、当該財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求に係る事項についての監査は行わない。
- 3 財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求があつたときは、監査委員は、直ちに、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについての意見を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。
- 4 第二百五十二条の三十九第四項から第十一項までの規定は、前項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは「第二百五十二条の四十二第三項」と、「長は、当該通知があつた日から二十日以内に議会を招集し」とあるのは「長は」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「同条第二項に規定する財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求」と、「付議し、その結果を監査委員に通知しなければならない」とあるのは「付議しなければならない」と、同条第五項中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について」とあるのは「第二百五十二条の四十二第二項に規定する財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求について」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る」とあるのは「同項に規定する財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求に係る」と、同条第七項中「第三項」とあるのは「第二百五十二条の四十二第三項」と、同条第八項第一号中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「第二百五十二条の四十二第二項に規定する財政的援助を与えているも

の等に係る個別外部監査の要求」と読み替えるものとする。

- 5 前項において準用する第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約を締結した者は、当該個別外部監査契約で定める個別外部監査契約の期間内に、財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求に係る事項につき監査しなければならない。
- 6 第二百五十二条の三十七第五項及び第二百五十二条の三十八の規定は、財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求に係る事項についての個別外部監査人の監査について準用する。この場合において、第二百五十二条の三十七第五項並びに第二百五十二条の三十八第二項、第四項及び第六項中「包括外部監査対象団体」とあるのは、「個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体」と読み替えるものとする。

(住民監査請求等の特例)

第二百五十二条の四十三 第二百四十二条第一項の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の住民は、同項の請求をする場合において、特に必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

- 2 監査委員は、前項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第二百四十二条第一項の請求（以下本条において「住民監査請求に係る個別外部監査の請求」という。）があつた場合において、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認めるときは、個別外部監査契約に基づく監査によることを決定し、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求があつた日から二十日以内に、その旨を当該普通地方公共団体の長に通知しなければならない。この場合においては、監査委員は、当該通知をした旨を、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る請求人に直ちに通知しなければならない。
- 3 第二百五十二条の三十九第五項から第十一項までの規定は、前項前段の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、同条第五項中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて議会の議決を経た」とあるのは「第二百五十二条の四十三第二項前段の規定による通知があつた」と、「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る」とあるのは「同項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る」と、同条第七項中「第三項」とあるのは「第二百五十二条の四十三第二項の規定による監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることの決定」と、同条第八項第一号中「事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求」とあるのは「第二百五十二条の四十三第二項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求」と読み替えるものとする。
- 4 前項において準用する第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約を締結した者は、当該個別外部監査契約で定める個別外部監査契約の期間内に、住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る事項について監査を行い、かつ、監査の結果に関する報告を決定するとともに、これを監査委員に提出しなければならない。

- 5 第二項前段の規定による通知があつた場合における第二百四十二条第四項から第六項まで、第八項及び第九項並びに第二百四十二条の二の規定の適用については、第二百四十二条第四項中「第一項の規定による請求があつた場合においては、監査委員は、監査を行い」とあるのは「第二百五十二条の四十三第四項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合においては、監査委員は、当該監査の結果に関する報告に基づき」と、「請求人に通知する」とあるのは「同条第二項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る請求人（以下本条において「請求人」という。）に通知する」と、同条第五項中「監査委員の監査」とあるのは「請求に理由があるかどうかの決定」と、「第一項の規定による請求」とあるのは「第二百五十二条の四十三第二項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求」と、「六十日」とあるのは「九十日」と、同条第六項中「監査委員は、第四項の」とあるのは「第二百五十二条の四十三第三項において準用する第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約を締結した者は、第二百五十二条の四十三第四項の」と、同条第八項中「第三項の規定による勧告並びに第四項」とあるのは「第四項」と、「監査及び」とあるのは「請求に理由があるかどうかの決定及び」と、第二百四十二条の二第一項中「前条第一項の規定による請求をした場合において、同条第四項の規定による監査委員の監査の結果」とあるのは「第二百五十二条の四十三第二項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求をした場合において、前条第四項の規定による請求に理由がない旨の決定」と、「監査若しくは勧告」とあるのは「請求に理由がない旨の決定若しくは勧告」と、「同条第一項の請求」とあるのは「第二百五十二条の四十三第二項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求」と、同条第二項第一号中「監査委員の監査の結果」とあるのは「監査委員の請求に理由がない旨の決定」と、「当該監査の結果」とあるのは「当該請求に理由がない旨」と、同項第三号中「六十日」とあるのは「九十日」と、「監査又は」とあるのは「請求に理由がない旨の決定又は」とする。
- 6 第二百五十二条の三十八第一項、第二項及び第五項の規定は、住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る事項についての個別外部監査人の監査について準用する。この場合において、同条第二項中「包括外部監査対象団体」とあるのは、「個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体」と読み替えるものとする。
- 7 個別外部監査人は、第五項において読み替えて適用する第二百四十二条第六項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、監査委員と協議して、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち合わせることができる。
- 8 前項の規定による協議は、監査委員の合議によるものとする。
- 9 住民監査請求に係る個別外部監査の請求があつた場合において、監査委員が当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求があつた日から二十日以内に、当該普通地方公共団体の長に第二項前段の規定による通知を行わないときは、当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求は、初めから第一項の規定により個別外部監査契約に基づく監査によることが求められていない第二百四十二条第一項の請求であつたものとみなす。この場合においては、監査委員は、同条第四項の規定による通知を行うときに、併せて当該普通

地方公共団体の長に第二項前段の規定による通知を行わなかった理由を書面により当該住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

(個別外部監査契約の解除)

第二百五十二条の四十四 第二百五十二条の三十五第二項、第四項及び第五項の規定は、個別外部監査人が第二百五十二条の二十九の規定により監査することができなくなったと認められる場合について準用する。

○地方自治法施行令（抄）

第九章 外部監査契約に基づく監査

第一節 通則

(外部監査契約を締結できる者)

第七百七十四条の四十九の二十一 地方自治法第二百五十二条の二十八第一項第三号に規定する政令で定める者は、次に掲げる期間を通算した期間が十年以上になる者又は会計検査、監査若しくは財務に関する行政事務に関する総務大臣の指定した研修を修了した者で次に掲げる期間を通算した期間が五年以上になるものとする。

- 一 会計検査院において会計検査に関する行政事務を管理し若しくは監督することを職務とする職又は会計検査に関する行政事務に関する高度の知識若しくは経験を必要とする事務を処理することを職務とする職として総務省令で定めるものに在職した期間
- 二 都道府県又は指定都市若しくは中核市の監査委員として在職した期間
- 三 都道府県又は指定都市若しくは中核市において監査に関する行政事務を管理し若しくは監督することを職務とする職又は監査に関する行政事務に関する高度の知識若しくは経験を必要とする事務を処理することを職務とする職として総務省令で定めるものに在職した期間（地方自治法第二百条第一項 又は第二項の規定により置かれた事務局に属する職員として在職した期間に限る。）
- 四 都道府県又は指定都市若しくは中核市の会計管理者（地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号。第七百七十四条の五十第一項第十一号において「平成十八年改正法」という。）による改正前の地方自治法第六十八条第一項に規定する出納長又は同条第二項に規定する収入役を含む。次号において同じ。）として在職した期間
- 五 都道府県又は指定都市若しくは中核市において会計事務を管理し若しくは監督することを職務とする職又は会計事務に関する高度の知識若しくは経験を必要とする事務を処理することを職務とする職として総務省令で定めるものに在職した期間（会計管理者の権限に属する事務を処理させるための組織に属する職員として在職した期間に限る。）

六 都道府県又は指定都市若しくは中核市において予算の調製に関する事務を管理し若しくは監督することを職務とする職又は予算の調製に関する事務に関する高度の知識若しくは経験を必要とする事務を処理することを職務とする職として総務省令で定めるものに在職した期間（地方自治法第百五十八条の規定により設けられた予算に関する事務を分掌させるための組織で総務省令で定めるものに属する職員として在職した期間に限る。）

（外部監査契約を締結してはならない普通地方公共団体の職員であつた者の範囲）

第百七十四条の四十九の二十二 地方自治法第二百五十二条の二十八第三項第九号に規定する当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものは、当該普通地方公共団体の常勤の職員（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律第一条の規定による改正前の地方自治法 附則第八条の規定により官吏とされていた職員及び警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官を含む。）及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員とする。

（地方自治法第二百五十二条の三十二第一項 の規定による協議の手續）

第百七十四条の四十九の二十三 地方自治法第二百五十二条の三十第一項に規定する外部監査人（以下「外部監査人」という。）は、同法第二百五十二条の三十二第一項の規定により監査委員に協議をしようとするときは、あらかじめ、監査の事務を補助させようとする者の氏名及び住所、監査の事務を補助させることが必要である理由、監査の事務を補助させようとする期間その他総務省令で定める事項を記載した書面を監査委員に提出しなければならない。

第二節 包括外部監査契約に基づく監査

（包括外部監査契約の締結の手續等）

第百七十四条の四十九の二十四 地方自治法第二百五十二条の三十六第一項に規定する包括外部監査対象団体（以下「包括外部監査対象団体」という。）の長は、同項の規定により同法第二百五十二条の二十七第二項に規定する包括外部監査契約（以下「包括外部監査契約」という。）を締結しようとするときは、同法第二百五十二条の三十六第四項各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

第百七十四条の四十九の二十五 包括外部監査対象団体の長は、地方自治法第二百五十二条の三十六第一項の規定により包括外部監査契約を締結する際に、当該包括外部監査契約を締結しようとする相手方が同法第二百五十二条の二十八第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面（同条第二項の規定により包括外部監査契約を締結しようとする場合にあつては、税理士（税理士となる資格を有する者を含む。）であることを証する書面。次項において「包括外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面」という。）その他総務省令で定める書面を徴さなければならない。

2 包括外部監査対象団体の長は、前項の規定により徴した包括外部監査契約を締結しよ

うとする相手方の資格を証する書面又はその写しを、当該包括外部監査対象団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供さなければならない。

(包括外部監査契約を締結しなければならない市)

第七百七十四条の四十九の二十六 地方自治法第二百五十二条の三十六第一項第二号に規定する政令で定める市は、指定都市及び中核市とする。

(包括外部監査契約で定めるべき事項)

第七百七十四条の四十九の二十七 地方自治法第二百五十二条の三十六第四項第三号に規定する包括外部監査契約に基づく監査のために必要な事項として政令で定めるものは、包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法とする。

(包括外部監査契約を締結したときに告示すべき事項)

第七百七十四条の四十九の二十八 地方自治法第二百五十二条の三十六第五項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

(地方自治法第二百五十二条の三十八第一項の規定による協議)

第七百七十四条の四十九の二十九 地方自治法第二百五十二条の三十八第一項の規定による協議が調ったときは、監査委員は、当該協議が調ったことを証する書面を同法第二百五十二条の二十九に規定する包括外部監査人（以下「包括外部監査人」という。）に交付しなければならない。

第三節 個別外部監査契約に基づく監査

(事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求の手続)

第七百七十四条の四十九の三十 地方自治法第七十五条第一項の規定により普通地方公共団体の事務の監査の請求をしようとする代表者で、同法第二百五十二条の三十九第一項の規定により同法第七十五条第一項の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて同法第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約（以下「個別外部監査契約」という。）に基づく監査によることを求めようとするもの（第七百七十四条の四十九の三十六において「事務の監査の請求に係る個別外部監査請求代表者」という。）は、第九十九条において準用する第九十一条第一項の規定により同項の証明書の交付を申請するときは、同項の請求書に、同項に規定する事項のほか当該請求書に係る請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める旨及びその理由（千字以内）を総務省令で定めるところにより記載しなければならない。

- 2 監査委員は、前項の規定により監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める旨及びその理由が記載された第九十九条において準用する第九十一条第一項の請求書（以下この条において「事務の監査の請求に係る個別外部監査請求

書」という。)を添えて同項の申請があつたときは、同項の証明書に、当該証明書に係る請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが求められている旨を総務省令で定めるところにより記載しなければならない。

- 3 監査委員は、事務の監査の請求に係る個別外部監査請求書を添えて第九十九条において準用する第九十一条第一項の申請があつた場合において、第九十九条において準用する第九十一条第二項の告示を行うときは、併せて当該告示に係る請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが求められている旨を告示しなければならない。
- 4 地方自治法第二百五十二条の三十九第一項の規定による同法第七十五条第一項の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることの求めは、第九十九条において準用する第九十六条第一項の請求を事務の監査の請求に係る個別外部監査請求書をもつてすることにより行うものとする。

(事務の監査の請求に係る監査について個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由等の告示等)

第七百七十四条の四十九の三十一 監査委員は、地方自治法第二百五十二条の三十九第三項の規定により請求の要旨を公表するときは、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが求められている旨及びその理由を告示し、かつ、公衆の見やすいその他の方法により公表しなければならない。

(地方自治法第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約の締結の手續等)

第七百七十四条の四十九の三十二 普通地方公共団体の長は、地方自治法第二百五十二条の三十九第五項の規定により同項の個別外部監査契約を締結しようとするときは、同条第八項各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

第七百七十四条の四十九の三十三 普通地方公共団体の長は、地方自治法第二百五十二条の三十九第五項の規定により同項の個別外部監査契約を締結する際に、当該個別外部監査契約を締結しようとする相手方が同法第二百五十二条の二十八第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面(同条第二項の規定により同法第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約を締結しようとする場合にあっては、税理士(税理士となる資格を有する者を含む。)であることを証する書面。次項において「個別外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面」という。)その他総務省令で定める書面を徴さなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により徴した個別外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面又はその写しを、当該普通地方公共団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供さなければならない。

(地方自治法第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約で定めるべき事項)

第七百七十四条の四十九の三十四 地方自治法第二百五十二条の三十九第八項第四号に規定する個別外部監査契約に基づく監査のために必要な事項として政令で定めるものは、同

条第五項の個別外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法とする。

(地方自治法第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約を締結したときに告示すべき事項)

第七百七十四条の四十九の三十五 地方自治法第二百五十二条の三十九第九項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 個別外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
- 二 個別外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
- 三 個別外部監査契約が当該個別外部監査契約を締結した普通地方公共団体の包括外部監査人と締結されたものである場合には、その旨

(監査の結果の報告の告示等)

第七百七十四条の四十九の三十六 監査委員は、地方自治法第二百五十二条の三十九第十二項の規定による事務の監査の結果を事務の監査の請求に係る個別外部監査請求代表者に通知するとともに、これを告示し、かつ、公衆の見やすいその他の方法により公表しなければならない。

(事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求への包括外部監査契約に関する規定の準用)

第七百七十四条の四十九の三十七 第七百七十四条の四十九の二十九の規定は、地方自治法第二百五十二条の三十九第二項に規定する事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に係る事項についての同法第二百五十二条の二十九に規定する個別外部監査人（以下「個別外部監査人」という。）の監査について準用する。この場合において、第七百七十四条の四十九の二十九中「地方自治法第二百五十二条の三十八第一項」とあるのは、「地方自治法第二百五十二条の三十九第十四項において準用する同法第二百五十二条の三十八第一項」と読み替えるものとする。

(議会からの個別外部監査の請求への事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に関する規定等の準用)

第七百七十四条の四十九の三十八 第七百七十四条の四十九の三十二から第七百七十四条の四十九の三十五までの規定は、地方自治法第二百五十二条の四十第三項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、第七百七十四条の四十九の三十二中「地方自治法第二百五十二条の三十九第五項」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の四十第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項」と、「同条第八項各号」とあるのは「同法第二百五十二条の四十第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第八項各号」と、第七百七十四条の四十九の三十三第一項中「地方自治法第二百五十二条の三十九第五項」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の四十第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項」と、「同法第二百五十二条の三十九第五項」とあるのは「同法第二百五十二条の四十第四項において準用する同法第二百五

十二条の三十九第五項」と、第百七十四条の四十九の三十四中「地方自治法第二百五十二条の三十九第八項第四号」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の四十第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第八項第四号」と、「同条第五項」とあるのは「同法第二百五十二条の四十第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項」と、第百七十四条の四十九の三十五中「地方自治法第二百五十二条の三十九第九項」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の四十第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第九項」と読み替えるものとする。

- 2 第百七十四条の四十九の二十九の規定は、地方自治法第二百五十二条の四十第二項に規定する議会からの個別外部監査の請求に係る事項についての個別外部監査人の監査について準用する。この場合において、第百七十四条の四十九の二十九中「地方自治法第二百五十二条の三十八第一項」とあるのは、「地方自治法第二百五十二条の四十第六項において準用する同法第二百五十二条の三十八第一項」と読み替えるものとする。

(長からの個別外部監査の要求への事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に関する規定等の準用)

第百七十四条の四十九の三十九 第百七十四条の四十九の三十二から第百七十四条の四十九の三十五までの規定は、地方自治法第二百五十二条の四十一第三項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、第百七十四条の四十九の三十二中「地方自治法第二百五十二条の三十九第五項」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の四十一第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項」と、「同条第八項各号」とあるのは「同法第二百五十二条の四十一第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第八項各号」と、第百七十四条の四十九の三十三第一項中「地方自治法第二百五十二条の三十九第五項」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の四十一第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項」と、「同法第二百五十二条の三十九第五項」とあるのは「同法第二百五十二条の四十一第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項」と、第百七十四条の四十九の三十四中「地方自治法第二百五十二条の三十九第八項第四号」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の四十一第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第八項第四号」と、「同条第五項」とあるのは「同法第二百五十二条の四十一第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項」と、第百七十四条の四十九の三十五中「地方自治法第二百五十二条の三十九第九項」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の四十一第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第九項」と読み替えるものとする。

- 2 第百七十四条の四十九の二十九の規定は、地方自治法第二百五十二条の四十一第二項に規定する長からの個別外部監査の要求に係る事項についての個別外部監査人の監査について準用する。この場合において、第百七十四条の四十九の二十九中「地方自治法第二百五十二条の三十八第一項」とあるのは、「地方自治法第二百五十二条の四十一第六項において準用する同法第二百五十二条の三十八第一項」と読み替えるものとする。

(財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求への事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に関する規定等の準用)

第七百七十四条の四十九の四十一 第七百七十四条の四十九の三十二から第七百七十四条の四十九の三十五までの規定は、地方自治法第二百五十二条の四十二第三項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、第七百七十四条の四十九の三十二中「地方自治法第二百五十二条の三十九第五項」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の四十二第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項」と、「同条第八項各号」とあるのは「同法第二百五十二条の四十二第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第八項各号」と、第七百七十四条の四十九の三十三第一項中「地方自治法第二百五十二条の三十九第五項」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の四十二第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項」と、「同法第二百五十二条の三十九第五項」とあるのは「同法第二百五十二条の四十二第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項」と、第七百七十四条の四十九の三十四中「地方自治法第二百五十二条の三十九第八項第四号」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の四十二第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第八項第四号」と、「同条第五項」とあるのは「同法第二百五十二条の四十二第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項」と、第七百七十四条の四十九の三十五中「地方自治法第二百五十二条の三十九第九項」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の四十二第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第九項」と読み替えるものとする。

2 第七百七十四条の四十九の二十九の規定は、地方自治法第二百五十二条の四十二第二項に規定する財政的援助を与えているもの等に係る個別外部監査の要求に係る事項についての個別外部監査人の監査について準用する。この場合において、第七百七十四条の四十九の二十九中「地方自治法第二百五十二条の三十八第一項」とあるのは、「地方自治法第二百五十二条の四十二第六項において準用する同法第二百五十二条の三十八第一項」と読み替えるものとする。

(住民監査請求に係る個別外部監査の請求の手續)

第七百七十四条の四十九の四十二 地方自治法第二百五十二条の四十三第一項の規定による同法第二百四十二条第一項の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることの求めは、同項の規定による必要な措置の請求を第七百七十二条第一項の文書で同項に規定する事項のほか当該文書に係る請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める旨及びその理由を総務省令で定めるところにより記載したものをもつてすることにより行うものとする。

(住民監査請求に係る個別外部監査の請求への事務の監査の請求に係る個別外部監査の請求に関する規定等の準用)

第七百七十四条の四十九の四十三 第七百七十四条の四十九の三十二から第七百七十四条の四十九の三十五までの規定は、地方自治法第二百五十二条の四十三第二項前段の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、第七百七十四条の四十九の三十二中「地方自治法第二百五十二条の三十九第五項」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の四十三第三項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項」と、「同条

第八項各号」とあるのは「同法第二百五十二条の四十三第三項において準用する同法第二百五十二条の三十九第八項各号」と、第七十四条の四十九の三十三第一項中「地方自治法第二百五十二条の三十九第五項」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の四十三第三項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項」と、「同法第二百五十二条の三十九第五項」とあるのは「同法第二百五十二条の四十三第三項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項」と、第七十四条の四十九の三十四中「地方自治法第二百五十二条の三十九第八項第四号」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の四十三第三項において準用する同法第二百五十二条の三十九第八項第四号」と、「同条第五項」とあるのは「同法第二百五十二条の四十三第三項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項」と、第七十四条の四十九の三十五中「地方自治法第二百五十二条の三十九第九項」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の四十三第三項において準用する同法第二百五十二条の三十九第九項」と読み替えるものとする。

- 2 第七十四条の四十九の二十九の規定は、地方自治法第二百五十二条の四十三第二項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る事項についての個別外部監査人の監査について準用する。この場合において、第七十四条の四十九の二十九中「地方自治法第二百五十二条の三十八第一項」とあるのは、「地方自治法第二百五十二条の四十三第六項において準用する同法第二百五十二条の三十八第一項」と読み替えるものとする。

第四節 雑則

(普通地方公共団体等への情報提供)

第七十四条の四十九の四十三 総務大臣は、地方自治法第二百五十二条の二十七第一項に規定する外部監査契約（以下「外部監査契約」という。）の円滑な締結及び適正な履行に資するため、普通地方公共団体及び普通地方公共団体と外部監査契約を締結しようとする者又は外部監査契約を締結した者に対し、外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法その他の外部監査契約の締結及び履行に関し必要な情報の提供を行うものとする。

○地方自治法施行規則（昭和三十二年内務省令第二十九号）

第十七条の三 地方自治法施行令第七十四条の四十九の二十一第三号に規定する総務省令で定める職は、次の各号に掲げる普通地方公共団体の区分に応じ、当該各号に掲げる監査に関する行政事務を担当する職とする。

- 一 都道府県 監査に関する行政事務を担当する係長以上の職又はその職務の複雑、困難及び責任の度がこれに相当する監査に関する行政事務を担当する専門的な職
- 二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。） 監査に関する行政事務を担当する係長以上の職又は監査に関する行政事務を担当する専門的な職で、その職務の複雑、困難及び責任の度が前号に掲げる職に相当するもの

- 三 中核市 監査に関する行政事務を担当する係長以上の職又は監査に関する行政事務を担当する専門的な職で、その職務の複雑、困難及び責任の度が第一号に掲げる職に相当するもの

第十七条の四 地方自治法施行令第七十四条の四十九の二十一第五号に規定する総務省令で定める職は、次の各号に掲げる普通地方公共団体の区分に応じ、当該各号に掲げる会計事務を担当する職とする。

- 一 都道府県 会計事務を担当する係長以上の職又はその職務の複雑、困難及び責任の度がこれに相当する会計事務を担当する専門的な職
- 二 指定都市 会計事務を担当する係長以上の職又は会計事務を担当する専門的な職で、その職務の複雑、困難及び責任の度が前号に掲げる職に相当するもの
- 三 中核市 会計事務を担当する係長以上の職又は会計事務を担当する専門的な職で、その職務の複雑、困難及び責任の度が第一号に掲げる職に相当するもの

第十七条の五 地方自治法施行令第七十四条の四十九の二十一第六号に規定する総務省令で定める職は、次の各号に掲げる普通地方公共団体の区分に応じ、当該各号に掲げる予算の調製に関する事務を担当する職とする。

- 一 都道府県 予算の調製に関する事務を担当する係長以上の職又はその職務の複雑、困難及び責任の度がこれに相当する予算の調製に関する事務を担当する専門的な職
- 二 指定都市 予算の調製に関する事務を担当する係長以上の職又は予算の調製に関する事務を担当する専門的な職で、その職務の複雑、困難及び責任の度が前号に掲げる職に相当するもの
- 三 中核市 予算の調製に関する事務を担当する係長以上の職又は予算の調製に関する事務を担当する専門的な職で、その職務の複雑、困難及び責任の度が第一号に掲げる職に相当するもの

第十七条の六 地方自治法施行令第七十四条の四十九の二十一第六号に規定する総務省令で定める組織は、地方自治法第二百五十八条の規定により設けられた予算の査定に関する事務を分掌させるための組織とする。

第十七条の七 地方自治法施行令第七十四条の四十九の二十三に規定する総務省令で定める事項は、監査の事務を補助させようとする者の履歴に関する事項とする。

第十七条の八 地方自治法施行令第七十四条の四十九の二十五第一項に規定する総務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。

- 一 地方自治法第二百五十二条の三十六第一項に規定する包括外部監査対象団体（第三号において「包括外部監査対象団体」という。）と地方自治法第二百五十二条の二十七第二項に規定する包括外部監査契約を締結しようとする相手方（次号において「包括外部監査契約を締結しようとする相手方」という。）の履歴書
- 二 包括外部監査契約を締結しようとする相手方が地方自治法第二百五十二条の二十八

第三項第一号から第六号 までのいずれにも該当しない旨の当該包括外部監査契約を締結しようとする相手方の宣誓書

三 その他包括外部監査対象団体の長が必要と認める書面

第十七条の九 普通地方公共団体及び特別区の地方自治法施行令第七十四条の四十九の三十第二項に規定する事務の監査の請求に係る個別外部監査請求書（以下この条において「事務の監査の請求に係る個別外部監査請求書」という。）並びに普通地方公共団体及び特別区の手務監査請求代表者証明書で同項の規定により当該証明書に係る請求に係る監査について監査委員の監査に代えて地方自治法第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約（以下「個別外部監査契約」という。）に基づく監査によることが求められている旨が記載されたものは、別記様式のとおりとする。

2 広域連合の事務の監査の請求に係る個別外部監査請求書及び広域連合の事務監査請求代表者証明書で地方自治法施行令第二百六条の五において準用する同令第七十四条の四十九の三十第二項の規定により当該証明書に係る請求に係る監査について広域連合の監査を行う機関の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが求められている旨が記載されたものは、別記様式のとおりとする。

第十七条の十 地方自治法施行令第七十四条の四十九の三十三第一項に規定する総務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。

一 普通地方公共団体と地方自治法第二百五十二条の三十九第五項の個別外部監査契約を締結しようとする相手方（次号において「個別外部監査契約を締結しようとする相手方」という。）の履歴書

二 個別外部監査契約を締結しようとする相手方が地方自治法第二百五十二条の二十八第三項第一号から第六号までのいずれにも該当しない旨の当該個別外部監査契約を締結しようとする相手方の宣誓書

三 その他普通地方公共団体の長が必要と認める書面

第十七条の十一 前条の規定は、地方自治法第二百五十二条の四十第三項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、前条中「地方自治法施行令第七十四条の四十九の三十三第一項」とあるのは「地方自治法施行令第七十四条の四十九の三十八第一項において準用する同令第七十四条の四十九の三十三第一項」と、「地方自治法第二百五十二条の三十九第五項」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の四十第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項」と読み替えるものとする。

第十七条の十二 第十七条の十の規定は、地方自治法第二百五十二条の四十一第三項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、第十七条の十中「地方自治法施行令第七十四条の四十九の三十三第一項」とあるのは「地方自治法施行令第七十四条の四十九の三十九第一項において準用する同令第七十四条の四十九の三十三第一項」と、「地方自治法第二百五十二条の三十九第五項」とあるのは「地方自治法

第二百五十二条の四十一第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項」と読み替えるものとする。

第十七条の十三 第十七条の十の規定は、地方自治法第二百五十二条の四十二第三項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、第十七条の十中「地方自治法施行令第七百七十四条の四十九の三十三第一項」とあるのは「地方自治法施行令第七百七十四条の四十九の四十第一項において準用する同令第七百七十四条の四十九の三十三第一項」と、「地方自治法第二百五十二条の三十九第五項」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の四十二第四項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項」と読み替えるものとする。

第十七条の十四 地方自治法施行令第七百七十二条第一項の規定による必要な措置請求書で同令第七百七十四条の四十九の四十一第一項の規定により当該請求書に係る請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める旨及びその理由が記載されたものは、別記様式のとおりとする。

第十七条の十五 第十七条の十の規定は、地方自治法第二百五十二条の四十三第二項前段の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、第十七条の十中「地方自治法施行令第七百七十四条の四十九の三十三第一項」とあるのは「地方自治法施行令第七百七十四条の四十九の四十二第一項において準用する同令第七百七十四条の四十九の三十三第一項」と、「地方自治法第二百五十二条の三十九第五項」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の四十三第三項において準用する同法第二百五十二条の三十九第五項」と読み替えるものとする。